

# 休泊川流域水害対策計画

令和7年5月

群馬県  
太田市、千代田町、大泉町  
国土交通省関東地方整備局

## 総説

休泊川流域は、群馬県の東に位置し、太田市、千代田町、大泉町から構成される流域である。

休泊川沿川では、過去から河積狭小による溢水により大泉町の市街地で度々浸水被害が生じていた。昭和40年代に河川改修に着手、富士堰の整備により新谷田川、新谷田川放水路に分流し、休泊川排水機場から利根川に排水するという全体計画を策定し、計画に基づき、順次河川改修を進めてきた。

河川改修の進捗に伴い、流域の浸水被害軽減に一定の効果が見られたが、近年の平成29年台風第21号や令和元年東日本台風（台風第19号）においては、外水氾濫・内水氾濫による家屋の浸水や道路冠水などの被害が多く発生した。

こうした災害を契機に、河川管理者による治水対策だけでなく、流域関係者による内水対策も含めた「流域治水」を推進するため、令和2年10月に、国土交通省、群馬県、太田市、千代田町、大泉町で構成する「休泊川総合内水対策協議会」を設立し、「休泊川総合内水対策計画」の検討に着手した。その後、令和3年の特定都市河川浸水被害対策法の改正を踏まえ、「流域治水」を強力に推進するため、令和5年12月15日に、群馬県知事が休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路とその流域を群馬県内初となる「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定し、令和6年2月6日には、河川管理者・下水道管理者・農業関係者・森林管理者及び流域自治体で構成する「休泊川流域水害対策協議会」を設置した。

この休泊川流域水害対策計画（以下、「本計画」という。）は、「休泊川流域水害対策協議会」において議論を重ね、これまでの河川整備や内水対策等の推進はもとより、流域が本来有している保水・遊水機能、流域の土地利用計画等を勘案し、流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることができるよう、流域の水害対策を定めたものである。本計画に沿って水害に強いまち（流域）づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものとする。

なお、計画期間中は、流域関係機関において本計画の実施に関する協議を継続して行うとともに、計画目標年次以降においても、本計画の趣旨を踏まえ必要な対策を検討実施するものとする。

# 休泊川流域水害対策計画

## 目 次

第1章 休泊川特定都市河川流域の現状と課題 .....	1
第1節 休泊川特定都市河川流域と休泊川特定都市河川、休泊川特定都市下水道の概要 .....	1
第1項 休泊川特定都市河川流域の概要 .....	1
第2項 休泊川特定都市河川流域内の下水道の概要 .....	10
第2節 休泊川流域における過去の浸水被害の状況 .....	14
第3節 休泊川における河川整備の概要 .....	18
第4節 休泊川特定都市河川流域の現状と課題 .....	19
第2章 休泊川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針 .....	21
第1節 基本的な考え方 .....	21
第2節 計画期間 .....	29
第3節 計画区域 .....	29
第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 .....	31
第3章 都市浸水想定 .....	32
第4章 特定都市河川の整備に関する事項 .....	34
第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所 .....	34
第1項 国が行う河川の整備 .....	34
第2項 群馬県が行う河川の整備 .....	35
第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項 .....	37
第6章 公共下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項 .....	37
第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備、その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留または地下への浸透に関する事項 .....	37
第1節 雨水貯留浸透施設 .....	37
第2節 水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」） .....	38
第3節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全 .....	38
第4節 雨水浸透阻害行為の許可等 .....	39
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項 .....	39
第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項 .....	40
第1節 基本的な運転調整の方針 .....	40
第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知 .....	40
第10章 都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項 .....	40
第11章 貯留機能保全区域または浸水被害防止区域の指定の方針 .....	41
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針 .....	41
第2節 浸水被害防止区域の指定の方針 .....	42
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項 .....	43
第1節 リスクコミュニケーションの充実 .....	43
第2節 大規模氾濫に関する減災対策 .....	44
第3節 気候変動の影響を踏まえた流域治水対策 .....	45
第4節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達 .....	46
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項 .....	46
第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応 .....	46
第2節 流域水害対策計画の計画管理 .....	46
第3節 泛濫想定区域のうち集水域を越える区域 .....	47



## 第1章 休泊川特定都市河川流域の現状と課題

### 第1節 休泊川特定都市河川流域と休泊川特定都市河川、休泊川特定都市下水道の概要

#### 第1項 休泊川特定都市河川流域の概要

休泊川は、渡良瀬川の太田頭首工からの取水による農業用水、及びその還元水や流域の排水などを集めて、太田市内ヶ島町から大泉町の市街地を流れ、利根川に注ぐ流路延長約6.9kmの一級河川である。新谷田川は、富士堰において休泊川から分かれ、統合堰において新谷田川放水路に合流し、新谷田川本川は東側に流下する一級河川で（富士堰から統合堰までの流路延長約2.3km）、新谷田川放水路は新谷田川の合流点から利根川に注ぐ流路延長1.5kmの一級河川である。（図1-1）

河積狭小による溢水氾濫対策として、洪水を富士堰で分流する新谷田川、新谷田川放水路を整備し、千代田町内で利根川に排水している。新谷田川放水路と利根川の合流点には、国土交通省の管理する休泊川排水樋門・休泊川排水機場が整備されており、利根川の水位が新谷田川放水路の水位より高く自然排水ができない場合には、休泊川排水樋門を閉鎖し休泊川排水機場により利根川に排水している。また、休泊川と利根川の合流点には、国土交通省が管理する利根制水門が設置されており、利根川の水位が休泊川の水位より高くなつた場合に、利根川から休泊川への逆流による浸水被害を防ぐために閉鎖が必要となる。

流域内の太田市は、東毛地区最大の都市であり、市街化が進展している地域である。また流域内では自動車メーカーの関連施設など工業団地が多数立地しており、東武伊勢崎線・小泉線や北関東自動車道太田桐生インターチェンジなど交通の要衝でもあるため、今後も物流施設等の立地や開発なども見込まれている。

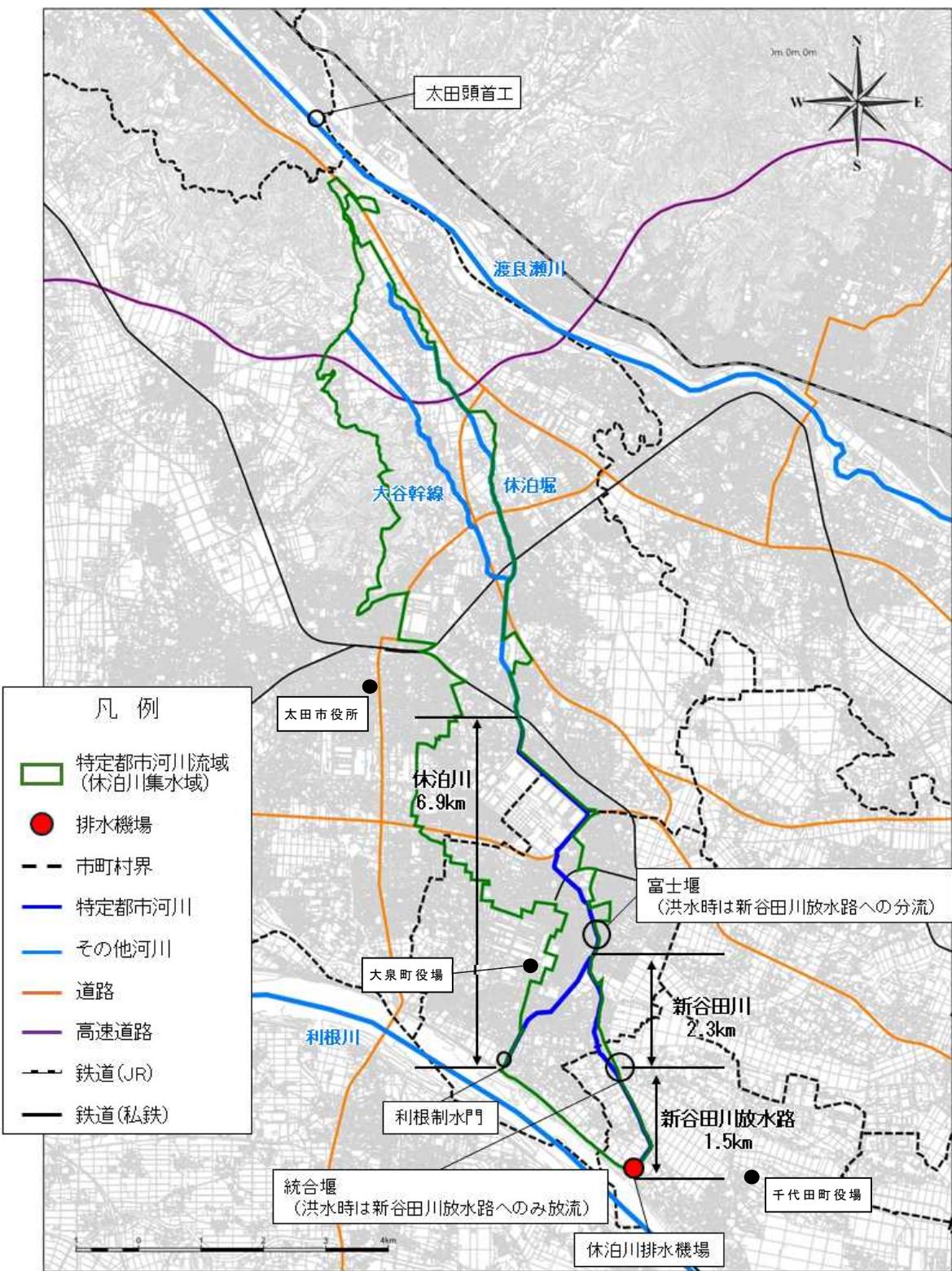


図 1-1 休泊川流域の概要



図 1-2 富士堰（群馬県）



図 1-3 統合堰（群馬県）



図 1-4 利根制水門（国土交通省）

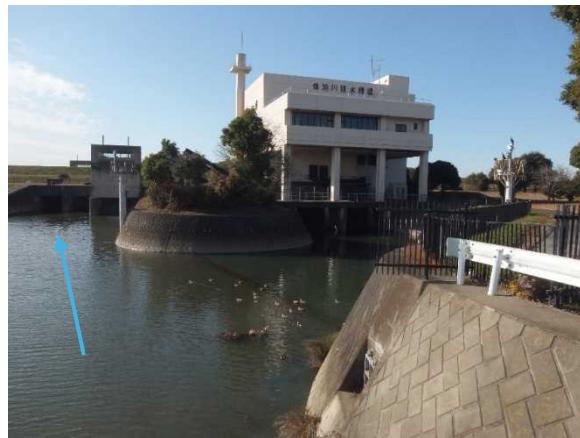


図 1-5 休泊川排水機場（国土交通省）

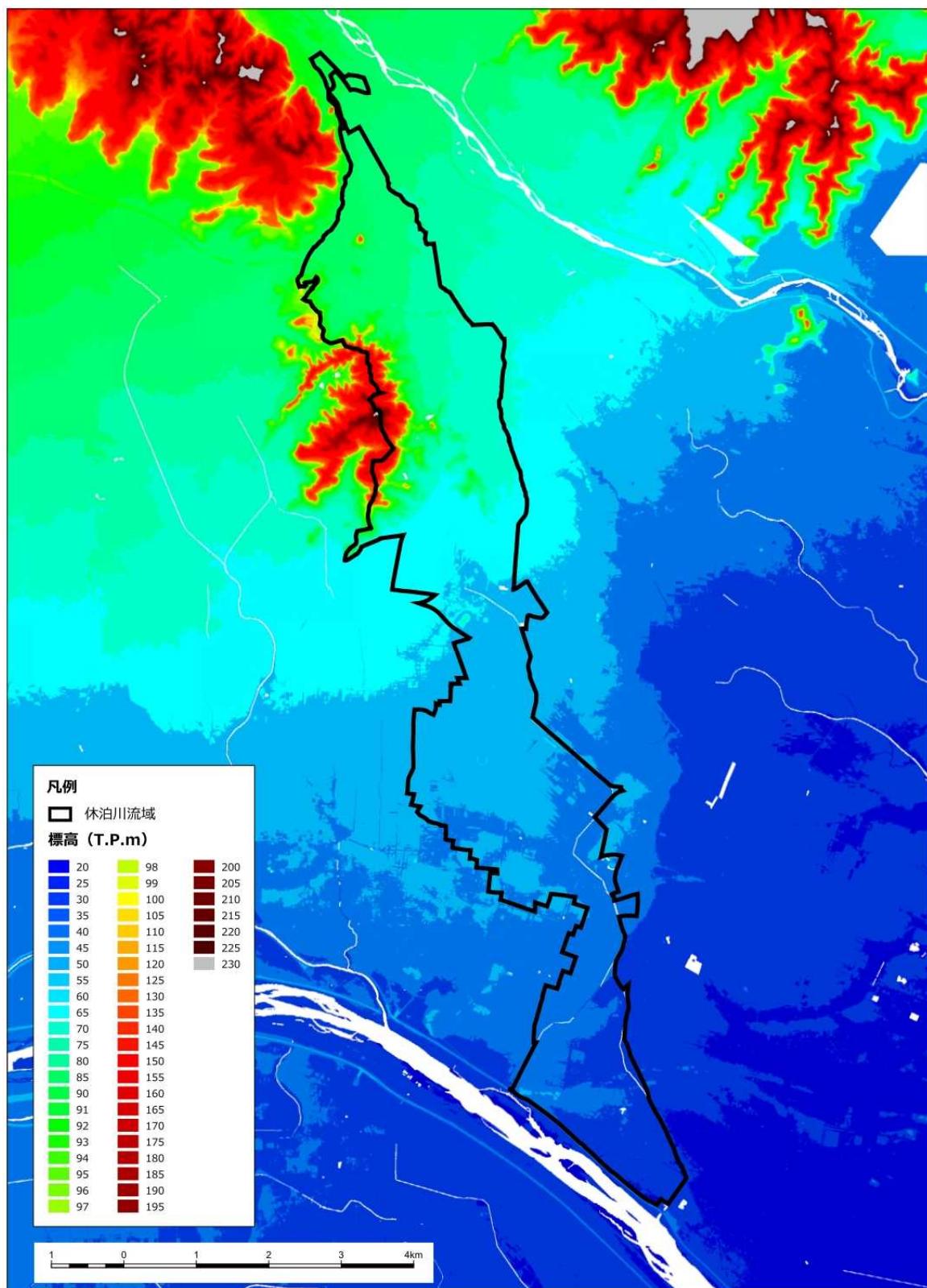


図 1-6 休泊川流域の標高図

## (1) 土地利用の変遷

休泊川流域には市街化区域が含まれており、市街化が年々進行している。

昭和51年以降、特に太田市中心部や自動車メーカーの関連施設周辺で市街化が進んでおり、全体の土地利用に対して市街化率<sup>1</sup>は約76%となっている。（図1-7）また、特定都市河川流域の約57%が市街化区域となっている。（図1-9）

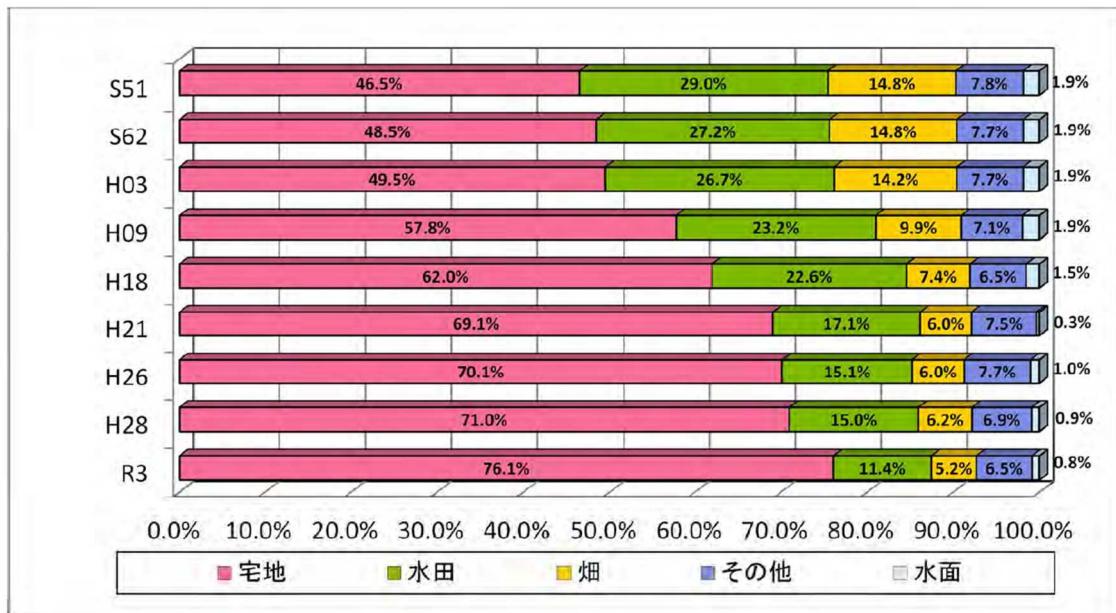
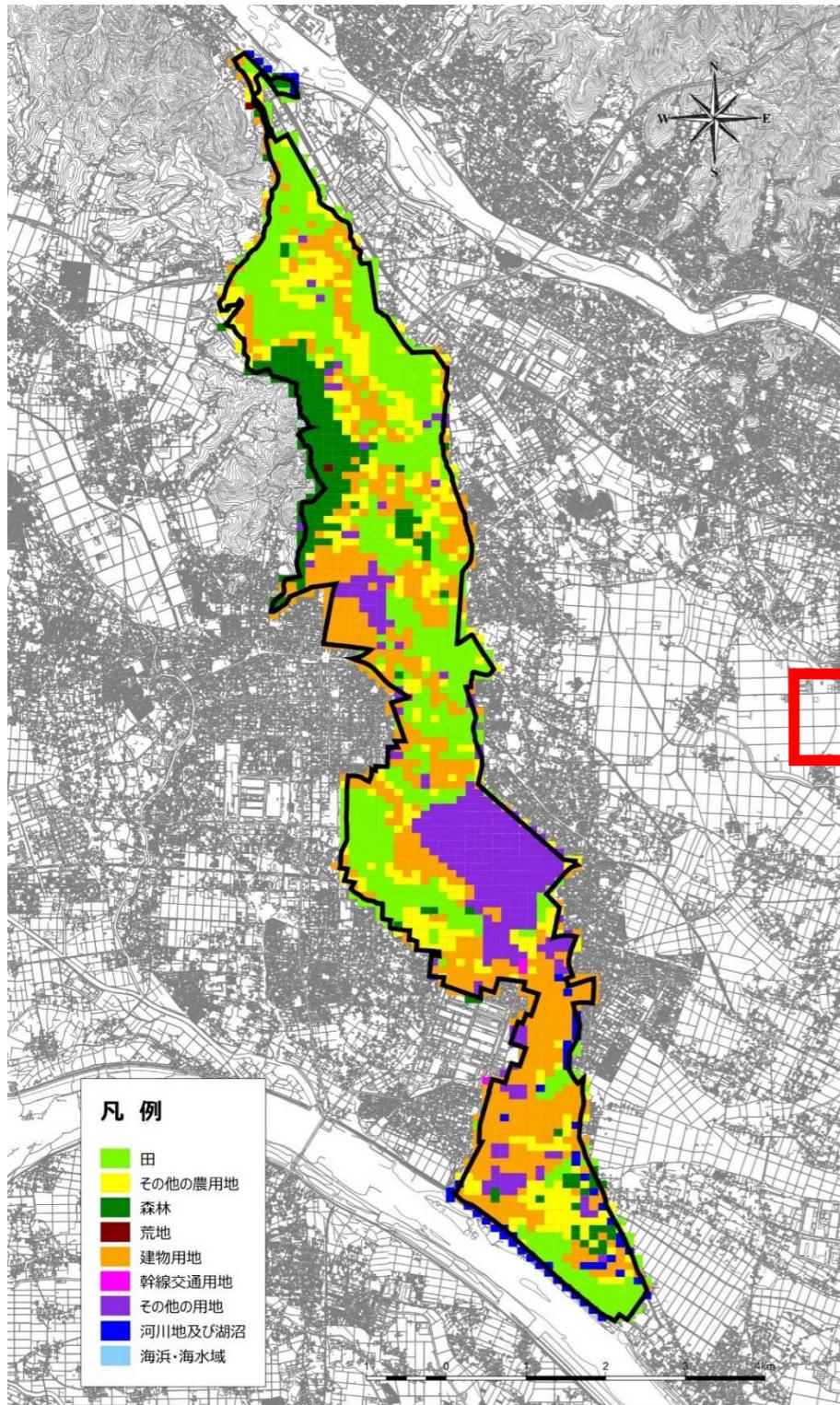


図 1-7 休泊川流域の土地利用の変化

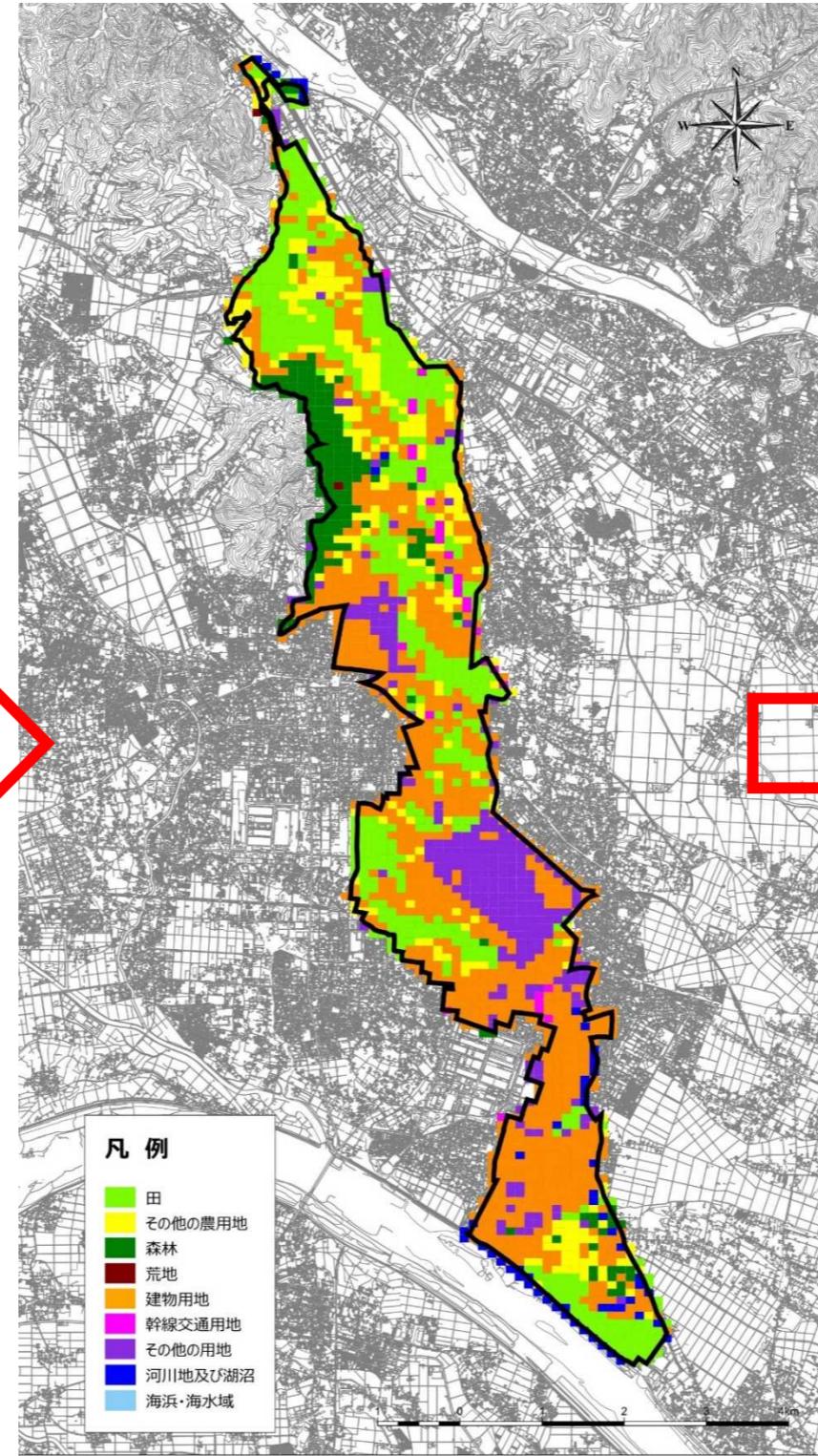
出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（昭和 51 年度～令和 3 年度）より集計

<sup>1</sup> 市街化率は土地面積に対する宅地面積の割合。宅地は「建物用地」、水田は「田」、畠は「その他の農用地」、水面は「河川地及び湖沼」、それ以外はその他として集計。

【昭和51年度】



【平成9年度】



【令和3年度】

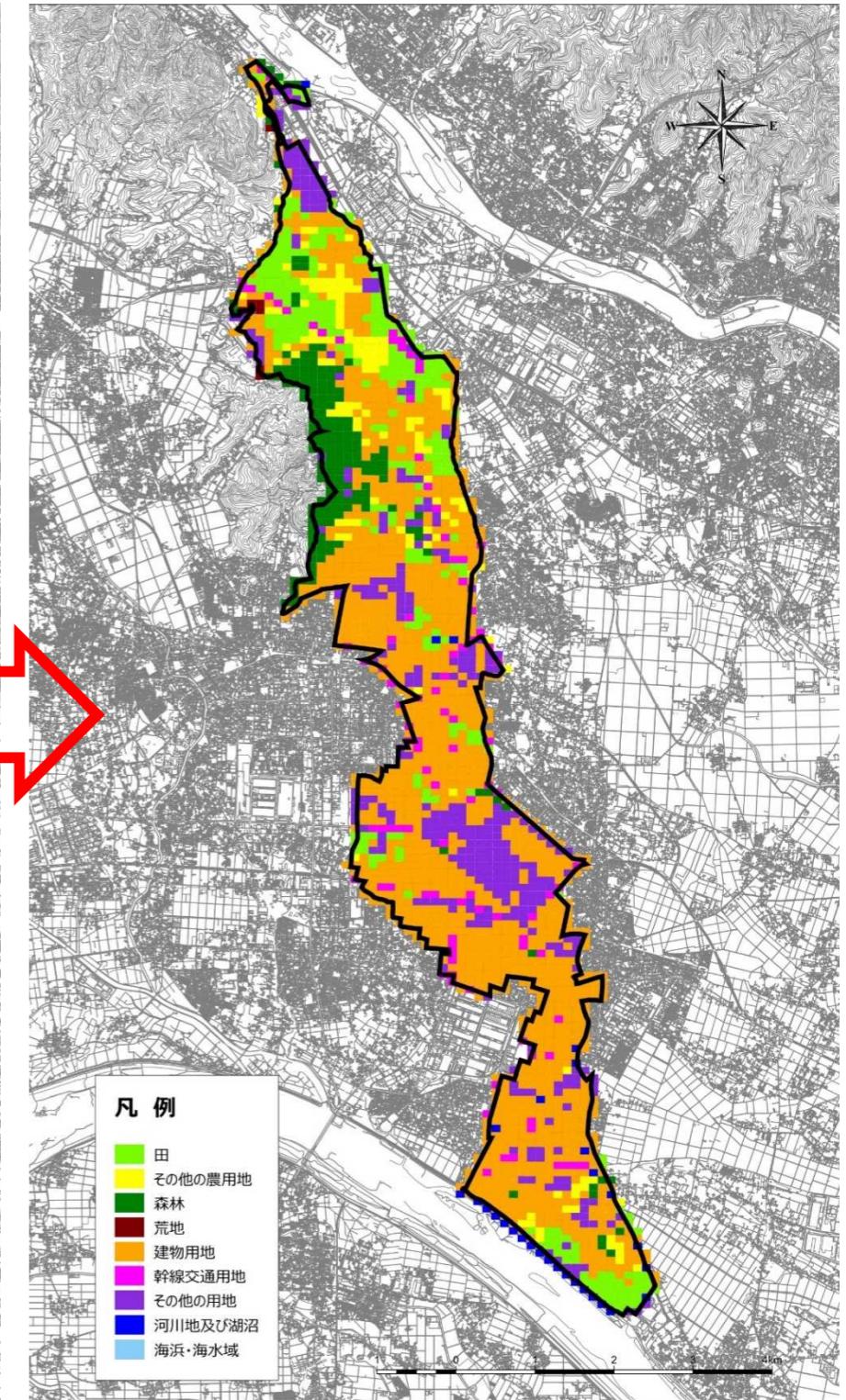


図 1-8 土地利用の変遷

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（昭和 51 年度、平成 9 年度、令和 3 年度）

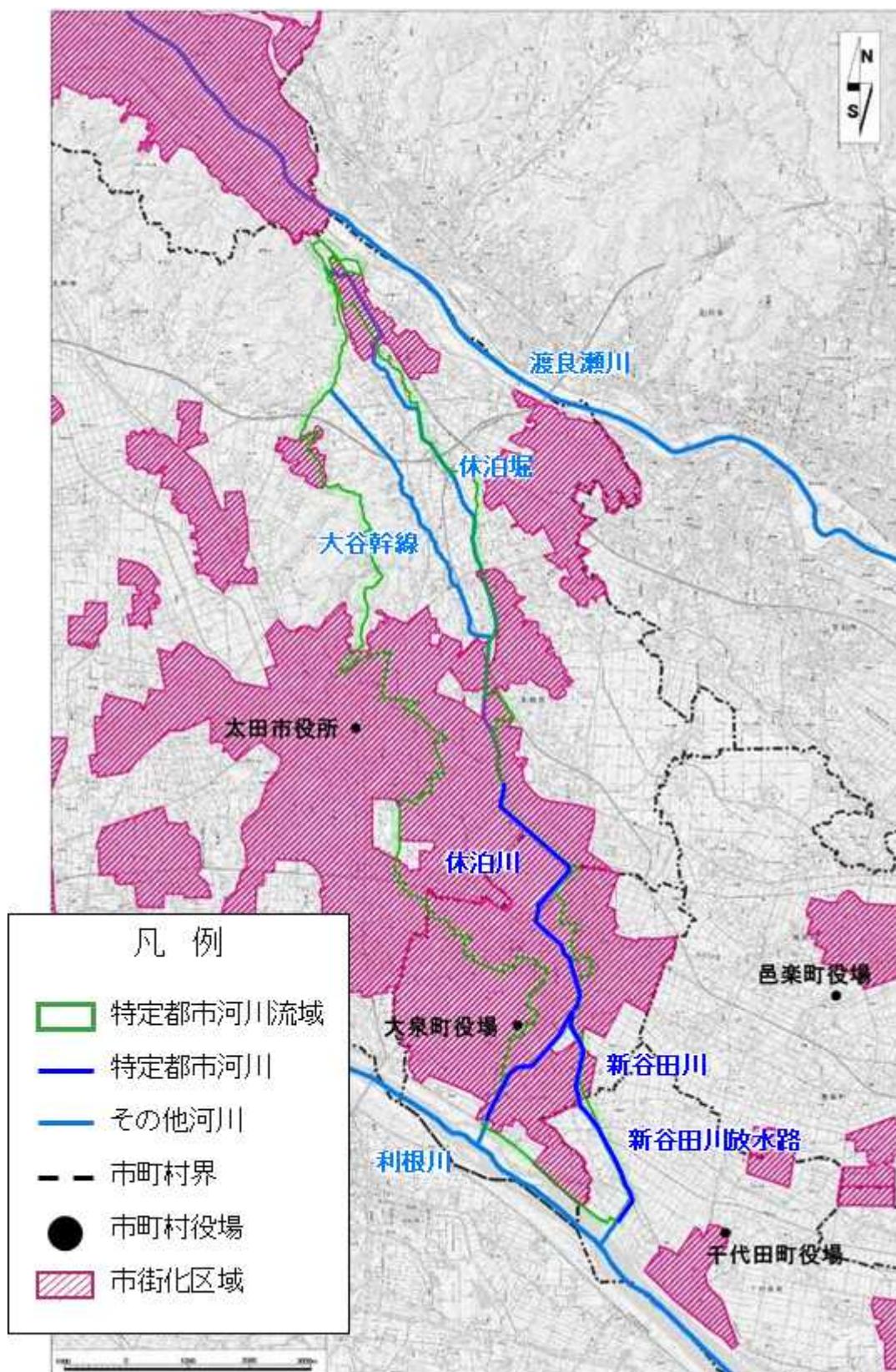


図 1-9 休泊川流域及びその周辺の市街化区域

出典：国土数値情報 都市地域データ（平成 30 年度）

\*群馬県内の市街化区域を図示

## (2) 人口の推移

休泊川特定都市河川流域を含む3市町（太田市、千代田町、大泉町）の人口は、国勢調査の経年変化を見ると、昭和60年以降、年々増加傾向にある。

住民基本台帳により、市町毎の近年の人口推移を見ると、概ね横ばいで推移している。

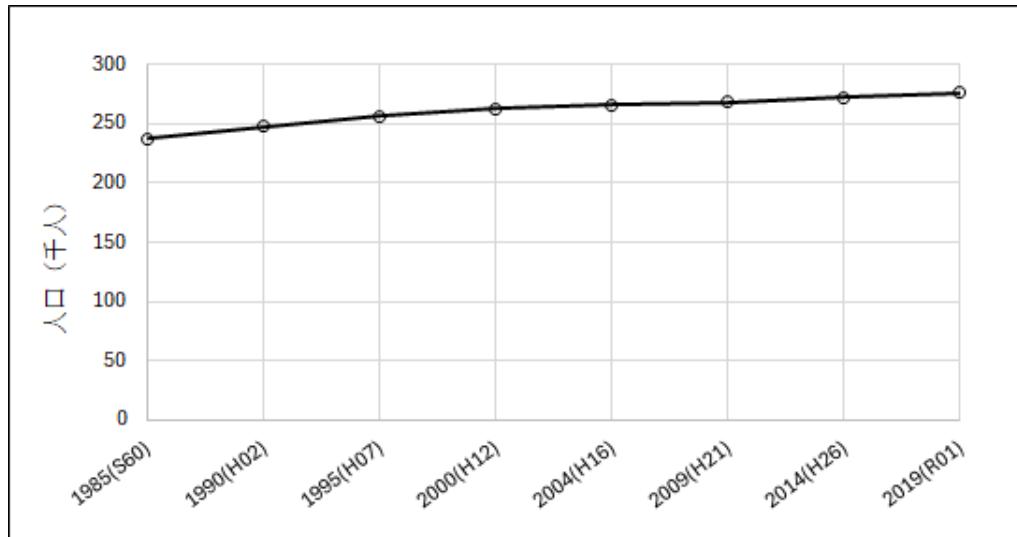


図 1-10 国勢調査による3市町（太田市<sup>2</sup>、千代田町、大泉町）の人口の推移

出典：国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

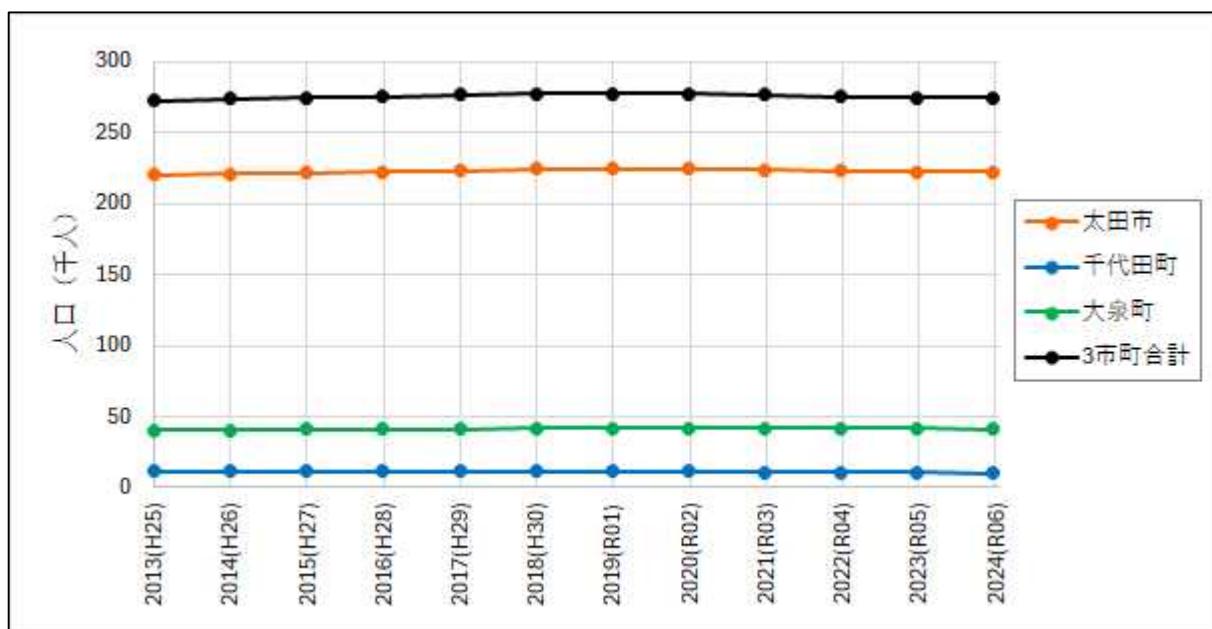


図 1-11 住民基本台帳による3市町（太田市、千代田町、大泉町）の人口の推移

出典：住民基本台帳

<sup>2</sup> 平成 16 年以前（太田市合併以前）は旧太田市、旧尾島町、旧新田町、旧藪塚本町の合計値

### (3) 降雨特性

休泊川流域における直近50年（1974年～2023年）の年最大流域平均2日雨量<sup>3</sup>を図1-12に示す。この50年間で、令和元年東日本台風では約250mmと過去最高の降雨量を記録した。次いで、平成29年台風第21号においても、邑楽・館林圏域河川整備計画で目標とする約230mmを超える約243mmの降雨を記録した。

直近25年（1999年～2023年）と過去25年（1974年～1998年）の休泊川流域平均2日雨量を比較すると、150mm以上を記録する回数が5回から8回に増加しており、過去と比べ降雨量の多い雨の頻度がやや高くなっている。

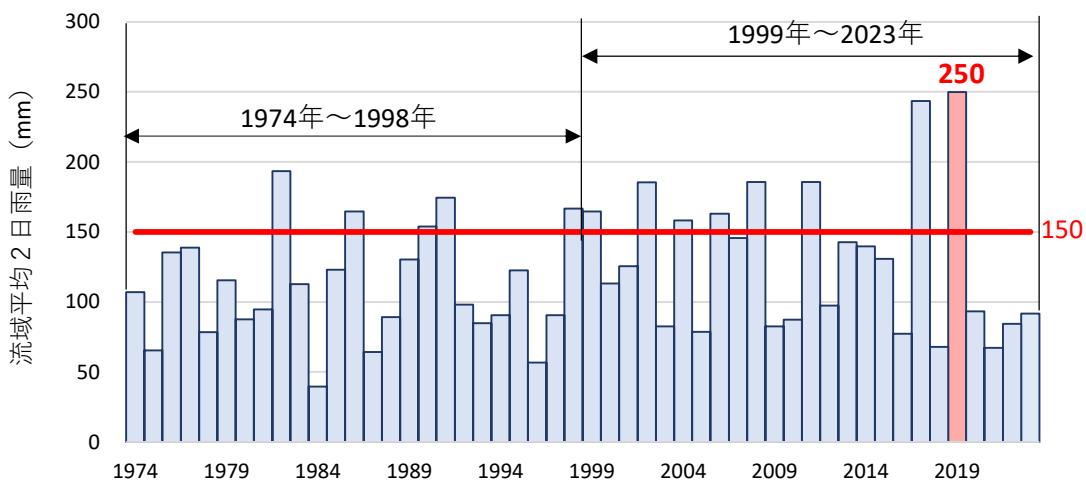


図 1-12 流域平均 2 日雨量の年最大値（過去 50 年間：1974 年～2023 年）

<sup>3</sup>群馬県が管理する雨量観測所のうち、休泊川流域内（富士堰）及び周辺（成塚、太田）の雨量観測所の観測データより算出した休泊川流域の単位面積当たりの 2 日平均雨量。

## 第2項 休泊川特定都市河川流域内の下水道の概要

休泊川流域における太田市の公共下水道事業は、下水道事業計画に基づき、昭和41年に着手しており、太田駅周辺の一部地域を除き、一般家庭や事業所から排出される汚水を1箇所に集めて浄化処理して放流する下水道（污水管）と、道路等に降った雨水等を集めて適切に排水させるための下水道（雨水管）をそれぞれ整備する「分流式」を採用している。

雨水に関しては、休泊川特定都市河川流域内の下水道排水区として、中央第1排水区、蓮川第1排水区、休泊堀第2排水区、休泊堀第3排水区、休泊堀第4排水区、七ヶ村第2排水区が存在する。

太田市は、今後、雨水管理総合計画を策定し、事業推進に向けた調査・検討をしていく予定である。

また、千代田町・大泉町の公共下水道事業については、東毛流域下水道（西邑楽処理区）関連公共下水道として千代田町は平成5年から、大泉町は平成2年から污水管の整備に着手し、現在では、千代田町全体計画138ha、大泉町全体計画1,086.7haの区域内において事業を推進している。一方、雨水管についての計画はなく、未整備であるため、今後、調査検討を行う必要がある。

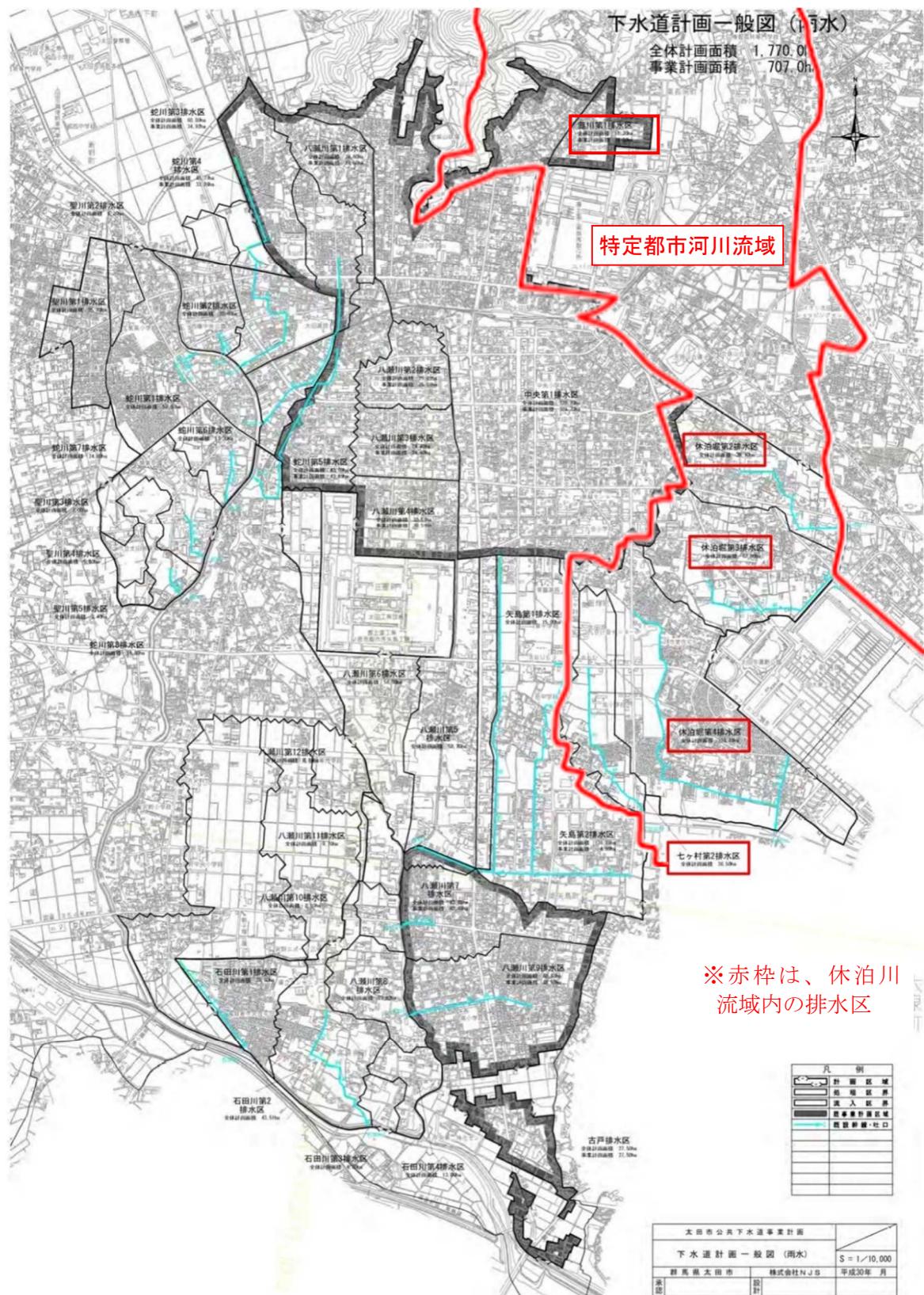


図 1-13 太田市公共下水道事業計画 下水道計画一般図（雨水）

出典：太田市 一部加筆

流域関連千代田町公共下水道全体計画 一般図

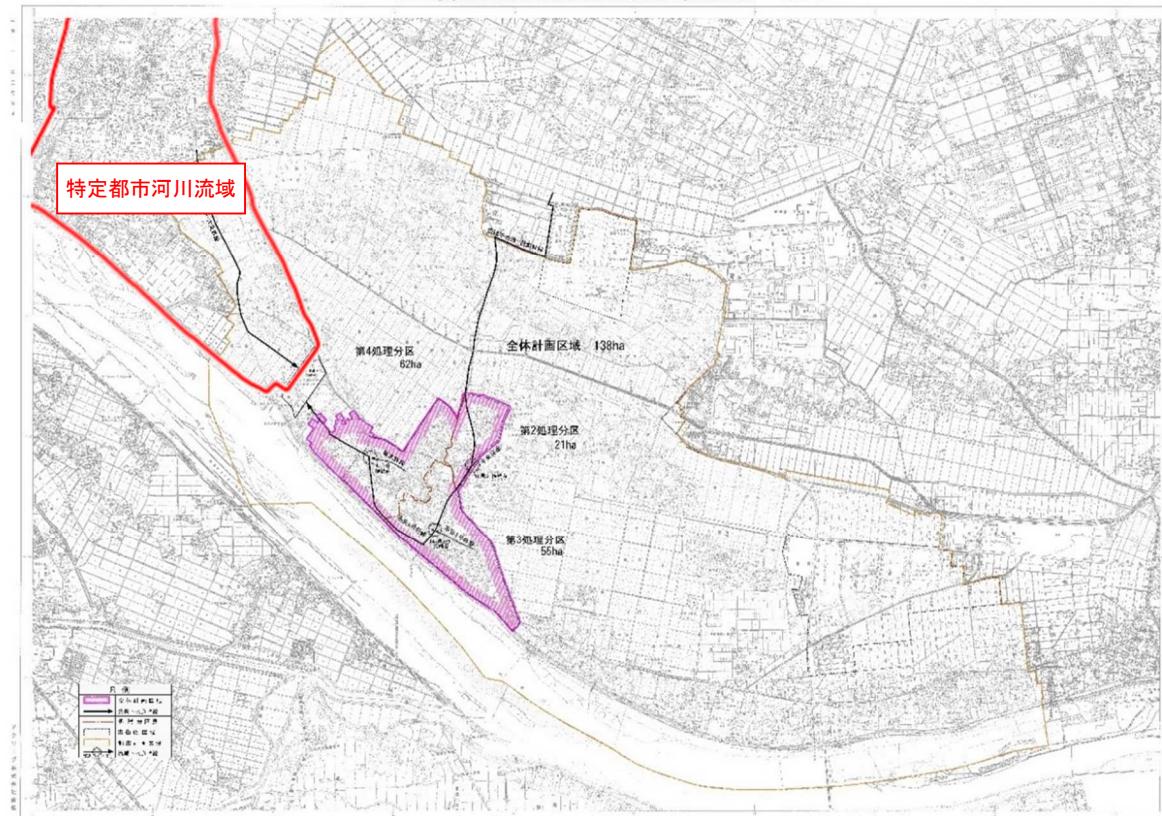


図 1-14 千代田町公共下水道全体計画 一般図 (出典 : 千代田町)

大泉町公共下水道計画図（汚水）

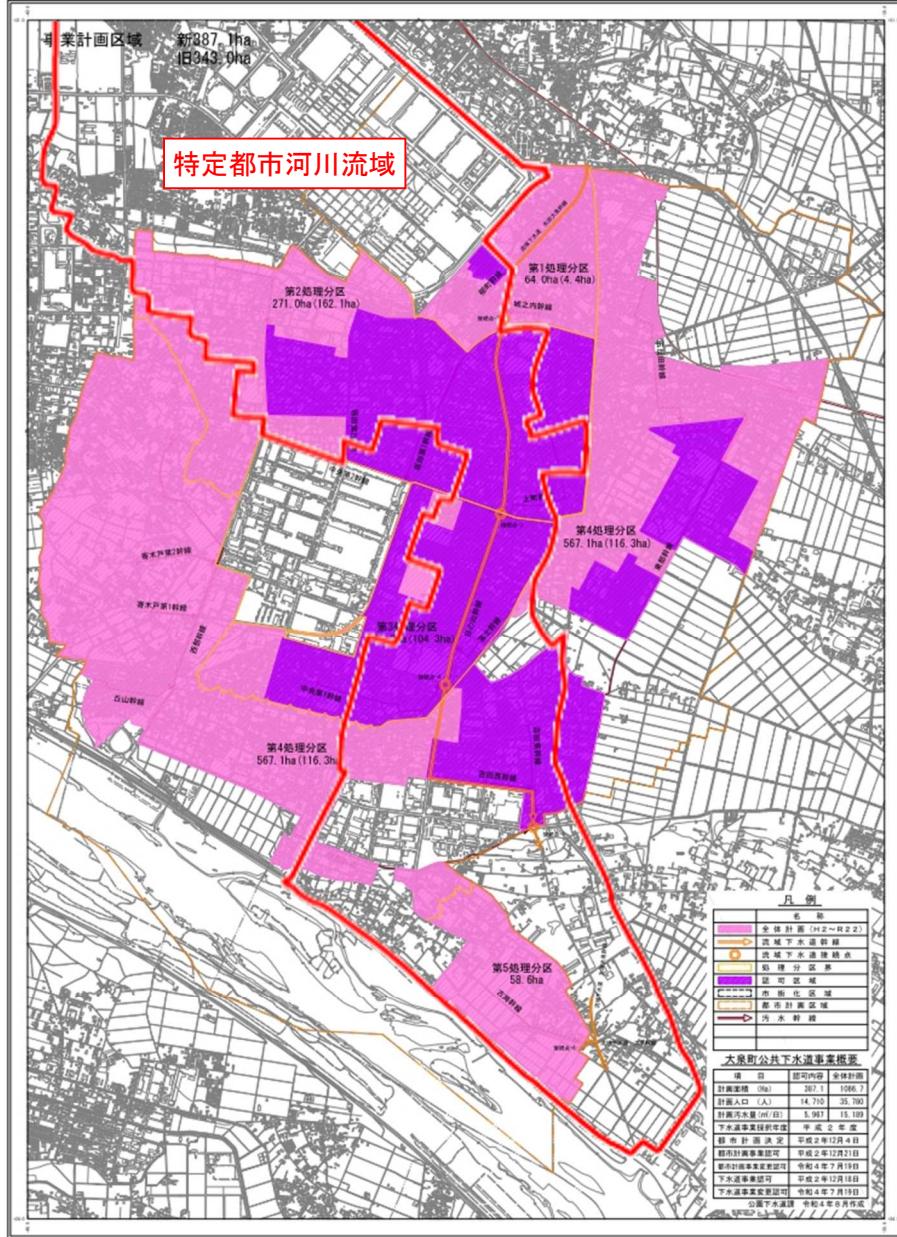


図 1-15 大泉町公共下水道計画図（汚水）

(出典：大泉町)

## 第2節 休泊川流域における過去の浸水被害の状況

休泊川流域では、昭和41年6月、昭和57年9月、近年では平成29年10月、令和元年10月（東日本台風）等に大規模な浸水被害が生じている。

表 1-1 休泊川の過去の浸水被害状況（昭和41年～令和元年）

年	洪水名	浸水面積(ha)	浸水家屋		
			床上	床下	計
昭和41年	台風4号 S41.6.28～6.29	54	1	76	77
昭和52年	豪雨 S52.5.28～7.21	12.6		8	8
昭和57年	豪雨と台風18号 S57.9.10～9.13	2.1		62	62
昭和61年	台風10号及び豪雨 S61.8.2～8.10	0.0101		15	15
平成3年	豪雨 H3.8.11～8.13	0.002	2	16	18
平成8年	豪雨 H8.7.15	0.091		14	14
平成10年	豪雨 H10.8.25～8.31	0.0375		11	11
	豪雨及び台風第5号 H10.9.14～9.16	0.0375		7	7
平成29年	台風第21号 H29.10.19～24	0.1		4	4
令和元年	東日本台風 R1.10.11～15	68	16	64	80

出典：昭和41年～平成29年水害統計（国土交通省）、令和元年被害調査結果（群馬県）

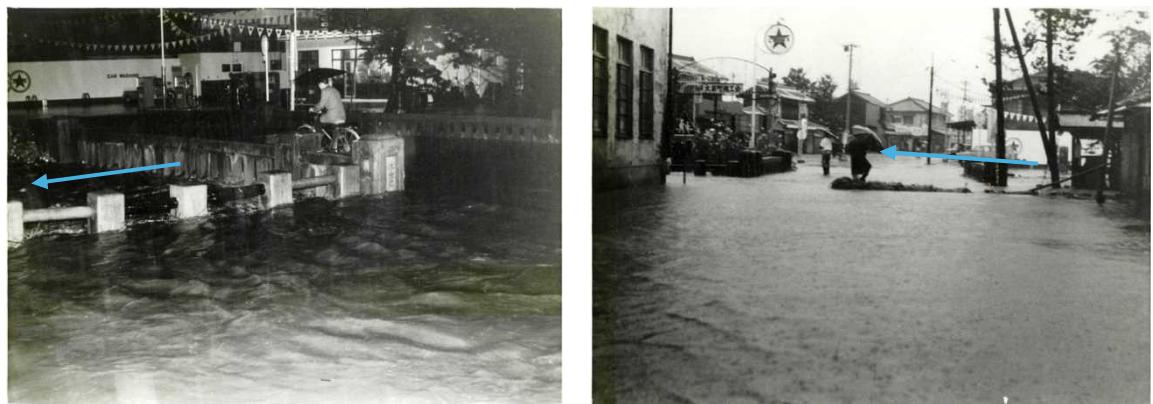


図 1-16 昭和 41 年 6 月台風第 4 号による浸水被害状況 休泊川（泉大橋付近）



図 1-17 昭和 57 年 9 月台風第 18 号による浸水被害状況（新谷田川放水路周辺）



図 1-18 平成 10 年 8 月豪雨による浸水被害状況  
(左図：休泊川（泉大橋付近）、右図（県道太田大泉線付近）)

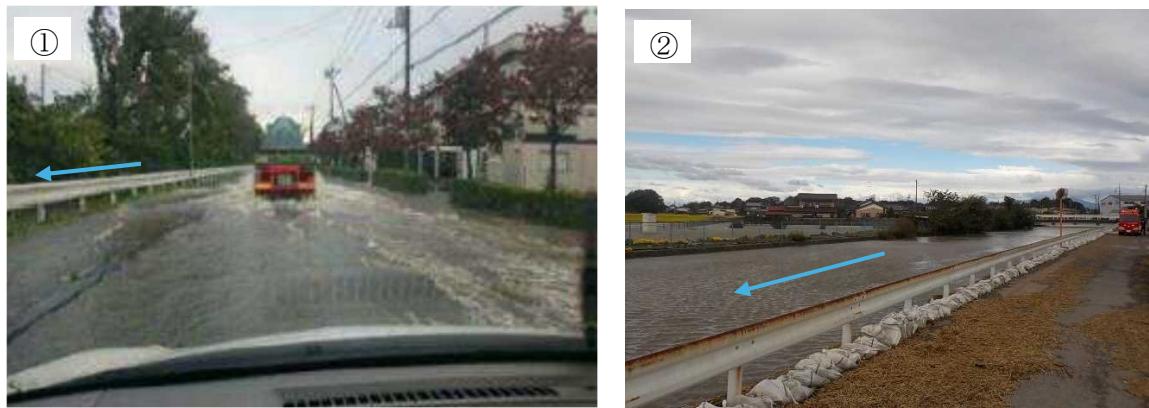


図 1-19 平成 29 年台風第 21 号による浸水被害状況  
(左図①：県道太田大泉線、右図②：新谷田川放水路付近 ※撮影位置は図 1-20)



図 1-20 浸水実績図（平成 29 年 10 月台風第 21 号）

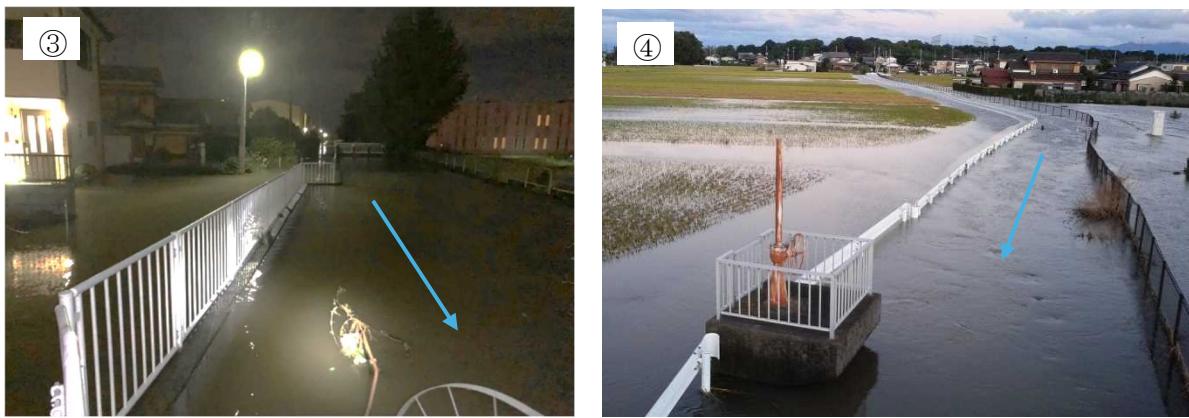


図 1-21 令和元年東日本台風による浸水被害状況  
(左図③：休泊川沿川の状況、右図④新谷田放水路付近 ※撮影位置は図 1-22)



図 1-22 浸水実績図（令和元年東日本台風）

### 第3節 休泊川における河川整備の概要

休泊川は昭和40年代に河川改修事業が始まり、新谷田川及び新谷田川放水路に富士堰で分流し、休泊川排水機場から利根川に排水するという全体計画（新谷田川改良工事全体計画（昭和54年策定、平成5年変更）に基づき、河川改修事業を進めてきた。昭和44年から昭和58年に富士堰～泉大橋の河川改修を実施、昭和54年から平成12年には新谷田川放水路の改修工事を実施し、下流部の整備が完了している。新谷田放水路では、利根川洪水時に自然排水ができないため休泊川排水機場を整備し、平成元年に暫定的に $20\text{m}^3/\text{s}$ の排水ポンプが完成した。

また、群馬県では、邑楽・館林圏域河川整備計画（平成30年10月変更）において、休泊川における河川整備の内容を定めている。

計画期間は概ね20年間、概ね30年に1回程度発生すると予想される浸水被害を軽減することを目標としている。休泊川は河積が小さく、宅地、農耕地等に浸水被害が発生しているため、河道内の掘削、護岸整備を実施し、流下能力の向上を図る。

なお、河道整備にあたっては休泊川排水機場の排水能力と整合を図りながら、段階的に整備を進めてきた。

加えて、休泊川上流域の普通河川区間では「総合農地防災事業」により、幹線農業用用排水路の断面改修、大谷幹線遊水池の造成等が行われてきた。



図 1-23 休泊川の整備状況（令和6年1月時点）



図 1-24 大谷幹線遊水池（太田市）の位置図及び全景

#### 第4節 休泊川特定都市河川流域の現状と課題

休泊川、新谷田川は複数の市町にまたがって流れる河川であり、休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路は県管理、接続する利根川は国管理で、休泊川上流は、太田市の管理する普通河川であり、河川管理者は複数である。

流域の下流部で市街化が進んでいる一方、農地が面的に残っている上流部においても市街化の進展が見込まれる。

##### 【流域・河川の課題】

河川改修等により、浸水被害の軽減が図られているものの、近年では、計画規模を超える降雨により整備済区間でも浸水被害が発生している。令和元年東日本台風のように利根川水位が高い場合、合流部の休泊川排水樋門や利根川制水門の閉鎖や排水機場の運転調整等に伴い内水氾濫の発生が懸念される。

今後も市街化の進展により、流域の保水力が低下することや気候変動による降雨の増大も想定されるため、治水施設の整備を効果的に進めるとともに、流域内の浸水被害対策として調整池の整備や雨水排水能力向上に資する対策も必要である。

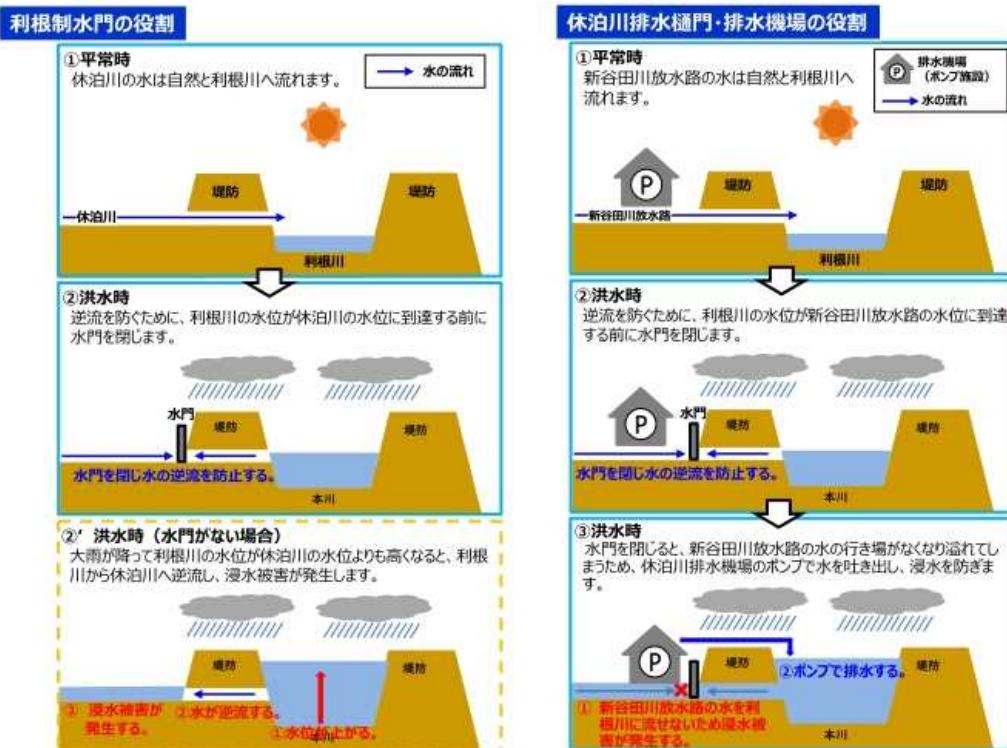


図 1-25 利根制水門、休泊川排水樋門・排水機場の役割



図 1-26 排水機場の運転調整

出典：国土交通省 延岡河川国道事務所 （一部追記）

## 第2章 休泊川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

### 第1節 基本的な考え方

休泊川流域の都市化の進展による保水機能の低下、渡良瀬川と利根川の堤防に囲まれた地形条件等、水害リスクの高い社会的・地形的要件に加え、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川整備を加速するとともに本計画に基づき、流域内のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

具体的には、令和元年東日本台風による降雨（以下、「令和元年10月降雨」という）を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）」として定め、河川整備及び雨水貯留浸透施設や調整池、排水ポンプの設置、貯留機能保全区域の指定やその他の流域対策の一層の推進により、床上浸水被害の解消及び床下浸水被害の軽減を図る。

また、浸水が想定される区域においては、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）を踏まえ、「立地適正化計画」等のまちづくり計画の見直しや土地利用規制（浸水被害防止区域の指定等）により、流域内住民等の安全の確保を図る。

さらに、計画対象降雨以外にも、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを念頭に、人命を守り、社会経済被害の軽減に取り組む。

なお、流域水害対策の実施にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。

これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。

次頁に、休泊川流域での浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策による分担イメージを示す。

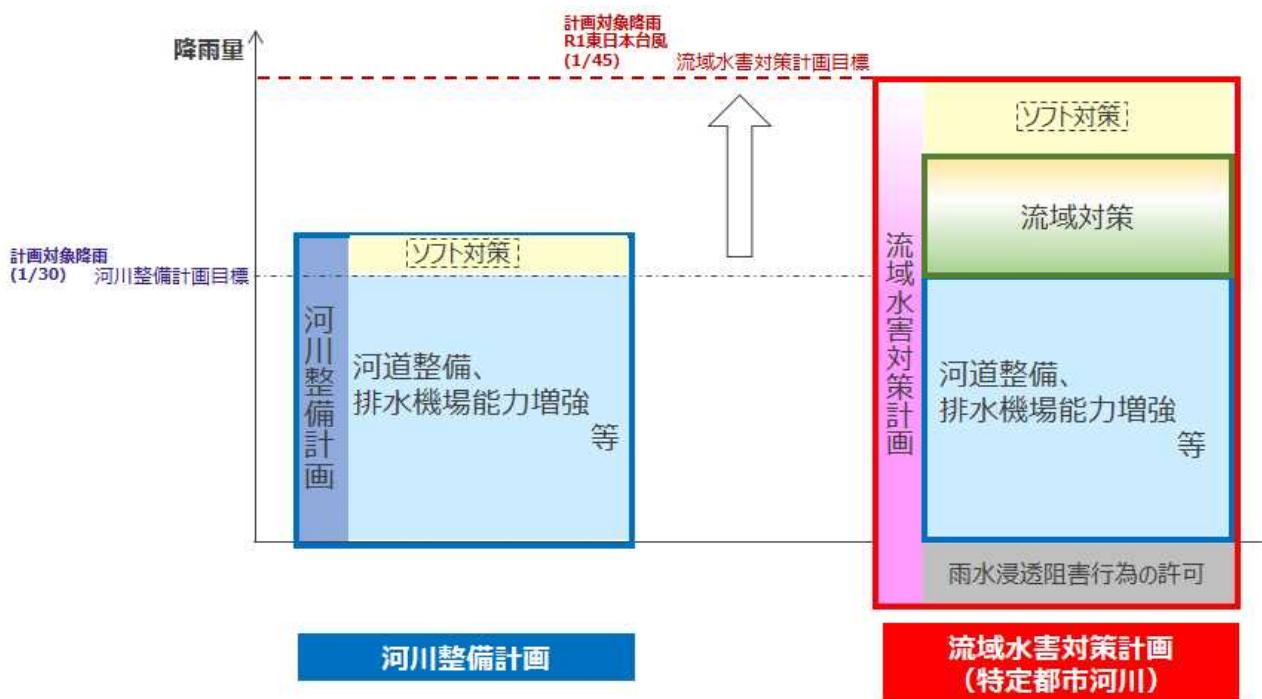


図 2-1 各浸水被害対策のイメージ図

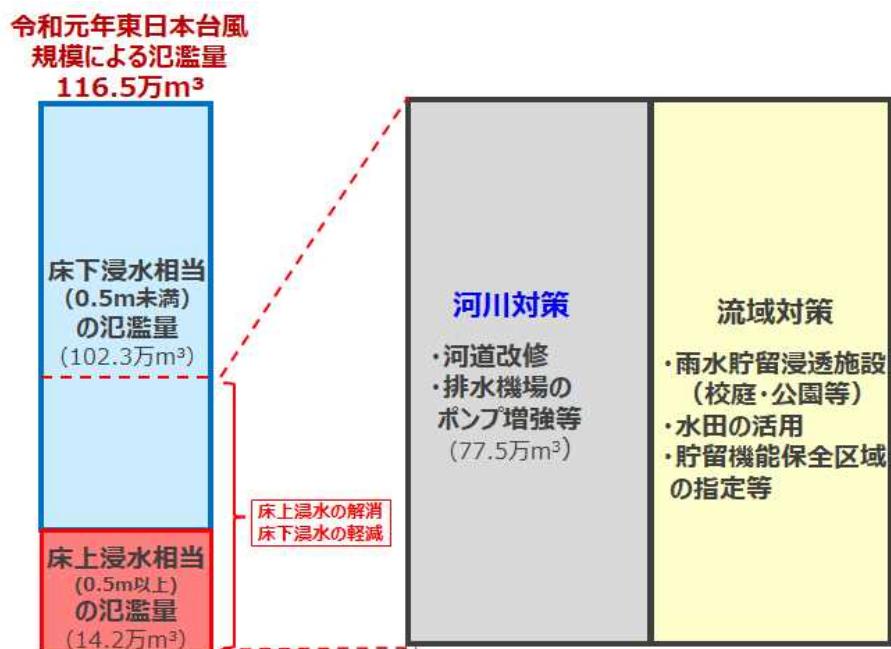


図 2-2 計画対象降雨における流域水害対策分担イメージ

### ① 沔溢をできるだけ防ぐ・減らす対策（ハザードへの対策）

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら、効果的に組み合わせて実施する。主な対策は以下のとおりである。

- ・ 河道整備
- ・ 雨水貯留浸透施設の整備
- ・ 排水機場の増強
- ・ 貯留機能保全区域の指定
- ・ 公園貯留、調整池等の整備
- ・ 雨水貯留浸透施設整備に対する支援制度の検討
- ・ 一般住宅等の雨水浸透施設や浄化槽を再利用した雨水貯留槽の設置
- ・ 水田における雨水流出量抑制の取組 等



図 2-3 休泊川の河道整備の前後比較

## ② 被害対象を減少させるための対策（暴露への対応）

水害リスクの高いエリアには、原則として、居住を誘導しないようにする。やむを得ず許容する場合には、水害リスク情報や警戒避難体制の整備状況、水害を防止したまは軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し判断する。主な対策は以下のとおりである。

- ・ 浸水被害防止区域の指定
- ・ 立地適正化計画（防災指針）の活用による適切な居住誘導及び土地利用規制の厳格化 等

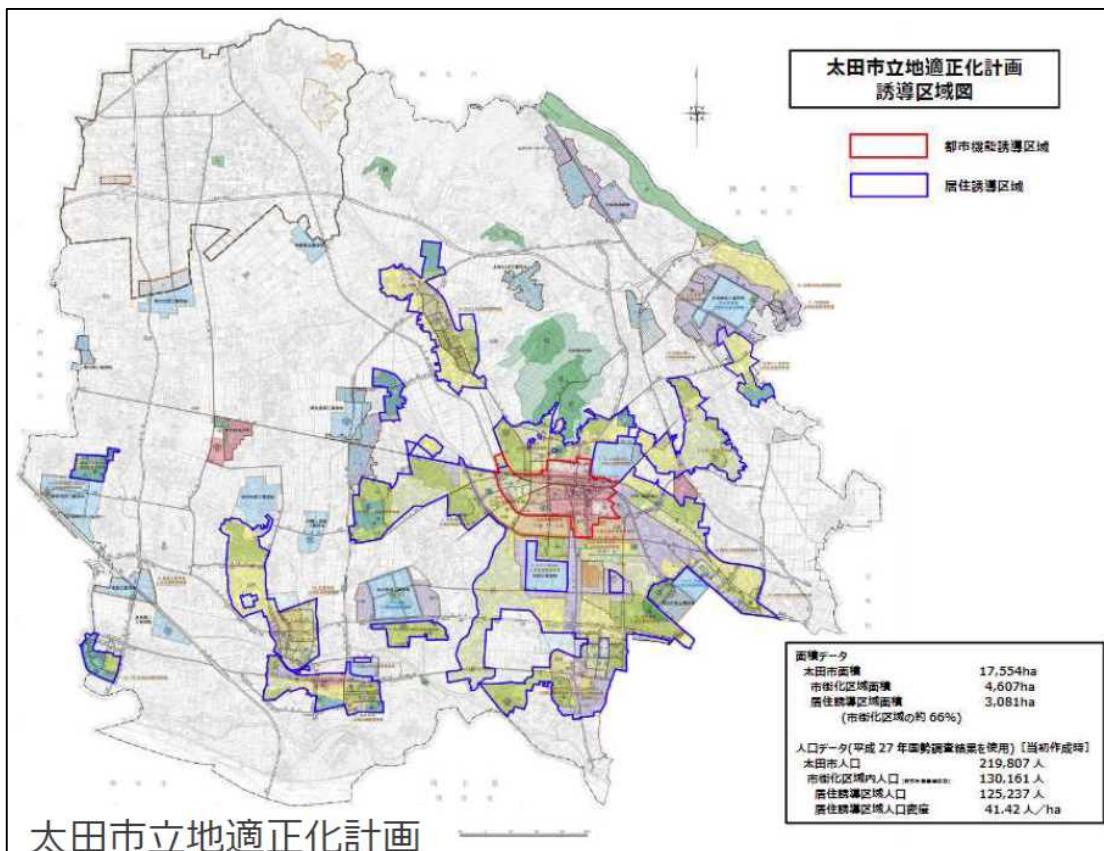


図 2-4 太田市立地適正化計画誘導区域図（令和 2 年 12 月 25 日）

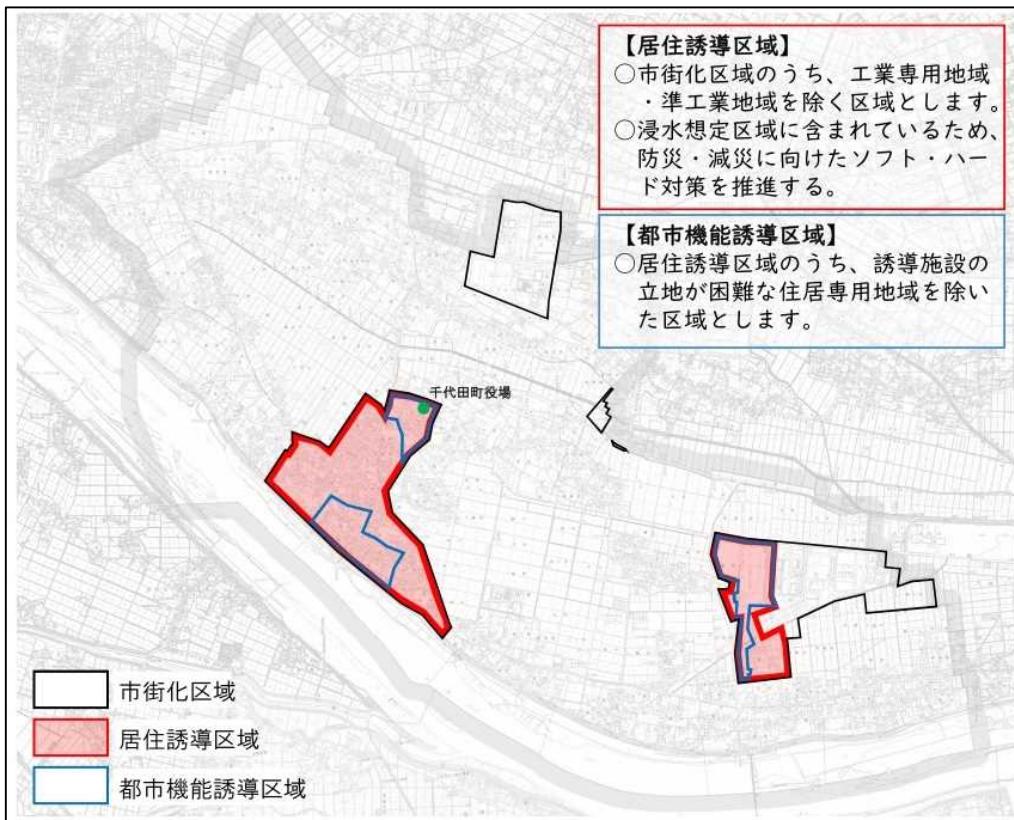


図 2-5 千代田町立地適正化計画誘導区域図（令和3年6月1日）

※大泉町は立地適正化計画を作成中

併せて河川管理者は、防災・減災のための土地利用の促進や流域治水の取組を推進すること目的とし、想定最大規模降雨のみならず比較的発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」や「水害リスクマップ」を作成していく。

作成した「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」は、市町にて作成される立地適正化計画における「防災指針」の検討、住まい方の工夫、避難計画検討にて活用していく。

### 多段階の浸水想定図・水害リスクマップ

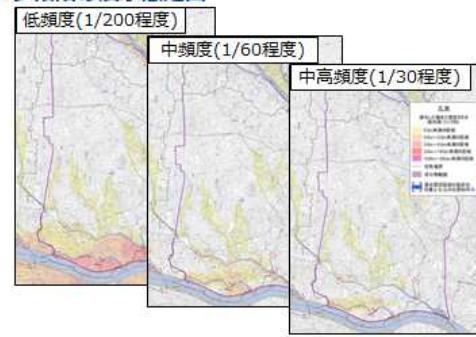
□ 洪水浸水想定区域図は、水害から命を守るために避難行動の参考とするため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の降雨による浸水範囲を示したもので、市町村の作成する洪水ハザードマップに活用している。

□ 一方、多段階の浸水想定図は、降雨の確率規模別（1/10、1/30等）の浸水範囲を表示したもので、浸水しやすい場所の把握が可能。この多段階の浸水想定図を元に、浸水深別（浸水発生、50cm（床上浸水相当）、3m（1階居室浸水相当））に浸水頻度を示したもののが水害リスクマップで、浸水しやすさの把握が可能。

#### ●洪水浸水想定区域図



#### ●多段階の浸水想定図



#### ●水害リスクマップ

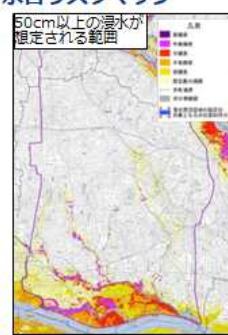


図 2-6 多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ（イメージ）

### ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策（脆弱性への対応）

流域全体で避難体制の強化、経済被害の軽減、早期復旧・復興等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。

主な対策は以下のとおりである。

- ・ 水害リスクに対する住民の理解促進（ハザードマップの周知、避難訓練の実施）
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- ・ 浸水被害の早期解消のための排水ポンプ車の効果的な運用
- ・ マイ・タイムラインの作成促進
- ・ 防災教育の推進
- ・ 洪水時の河川情報の充実
- ・ 被害発生時の情報収集・情報伝達の迅速化（水防団等による）
- ・ 各地域の浸水深・時間による社会経済被害軽減に資する取組や早期復旧・復興対策の検討

等

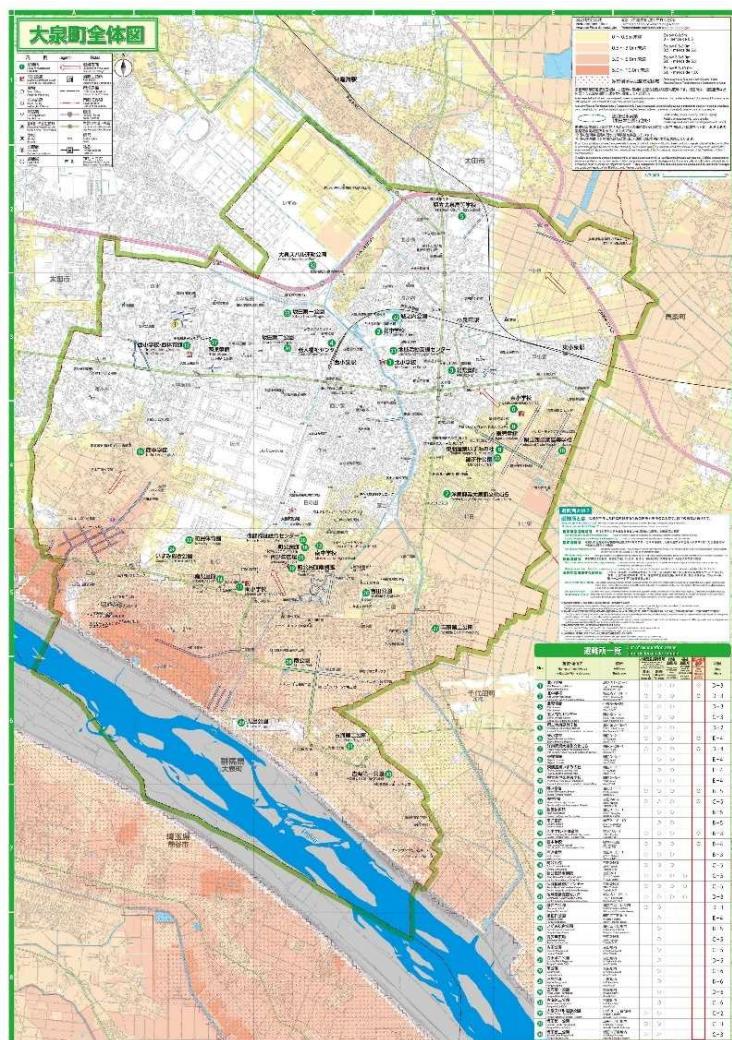


図 2-7 大泉町ハザードマップ



図 2-8 マイ・タイムライン作成講習会（令和4年11月、千代田町）

## 第2節 計画期間

河川整備計画（国、県）、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨（令和元年10月降雨）に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消、または軽減する効果を発現させるために必要な期間として、本計画の計画期間を概ね20年とする。

表 2-1 河川整備計画、下水道計画、まちづくり計画における計画期間

計画	作成主体	策定	計画期間
利根川水系利根川・江戸川河川整備計画	国土交通省 関東地方整備局	令和2年3月	概ね30年
利根川水系邑楽・館林圏域河川整備計画 (変更)	群馬県	平成30年10月	概ね20年
雨水管理総合計画	太田市	令和7年度策定見込	概ね20年
	千代田町、 大泉町	検討中	
東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスターplan)	群馬県	令和2年12月	20年後見 据え、10 年または 20年
太田市都市計画マスターplan	太田市	平成30年5月	
千代田町都市計画マスターplan	千代田町	令和3年3月	
第二次大泉町都市計画マスターplan (一部改訂版)	大泉町	令和3年3月	

## 第3節 計画区域

本計画の対象区域は、休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路の自然流域に流れ込む下水道事業計画区域や氾濫域を含めた特定都市河川流域全体とし、河川区間は、休泊川、新谷田川及び新谷田川放水路の県管理区間上流端までとする。

表 2-2 河川対象区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
休泊川	左岸：太田市内ヶ島 2007 番地先 右岸：太田市内ヶ島 214 番 1 地先	利根川への合流点
新谷田川	左岸：邑楽郡大泉町富士二丁目 1692 番 1 地先 右岸：邑楽郡大泉町富士二丁目 1694 番 1 地先	新谷田川放水路への分派点
新谷田川放水路	新谷田川からの分派点	利根川への合流点

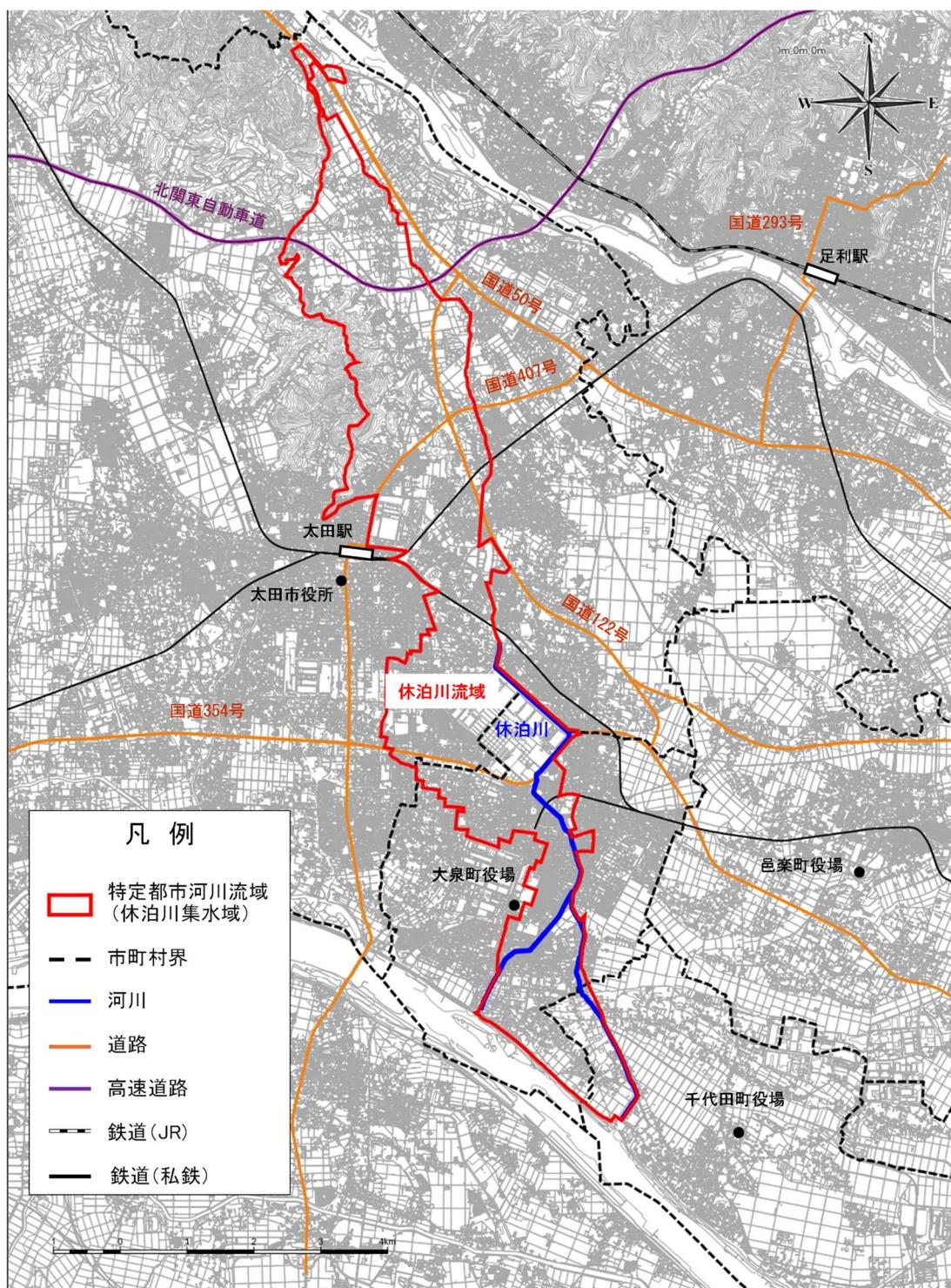


図 2-9 特定都市河川流域図

#### 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

休泊川流域においては、平成10年8月や令和元年10月に浸水被害が生じている。休泊川は、「邑楽・館林圏域河川整備計画」において、計画対象降雨を概ね30年に1回程度発生すると予想される降雨（2日雨量：227mm）として整備を進めている。

一方、近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力を上回る洪水や大規模な豪雨災害が頻発している。

これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）として、既に気候変動の影響下にあり、近年最大の被害を受けた令和元年10月降雨（流域平均2日雨量約250mm）を対象とし、降雨波形及び降雨量を定め、河道整備、排水機場の増強、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全を確保する。

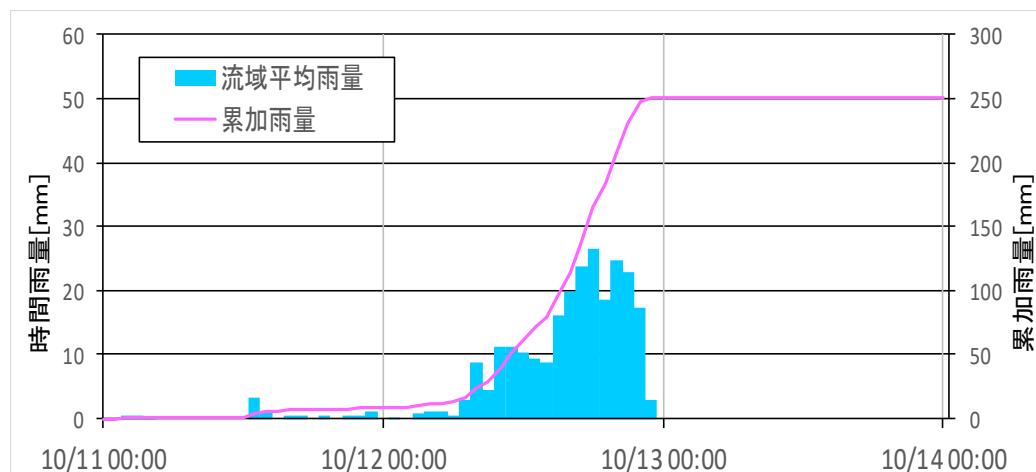


図 2-10 休泊川流域平均雨量（令和元年 10 月降雨）

### 第3章 都市浸水想定

都市浸水想定として、計画対象降雨（令和元年 10 月降雨）が生じた場合に、洪水（外水浸水）または雨水出水（内水浸水）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を示す。

表 3-1 都市浸水想定における浸水面積、計算条件

		都市浸水想定
浸水戸数 (戸) <sup>4</sup>	床上	114
	床下	1,741
	合計	1,855
浸水面積(ha) <sup>4</sup>		380.3
計算条件	河道	休泊川：現況河道 新谷田川：現況河道 新谷田川放水路：現況河道
	休泊川排水機場	現況(20m <sup>3</sup> /s)
	流域対策	現況施設

<sup>4</sup> 浸水シミュレーションの試算結果のため、現地の地形条件等から実際の浸水戸数や氾濫面積とは異なります。

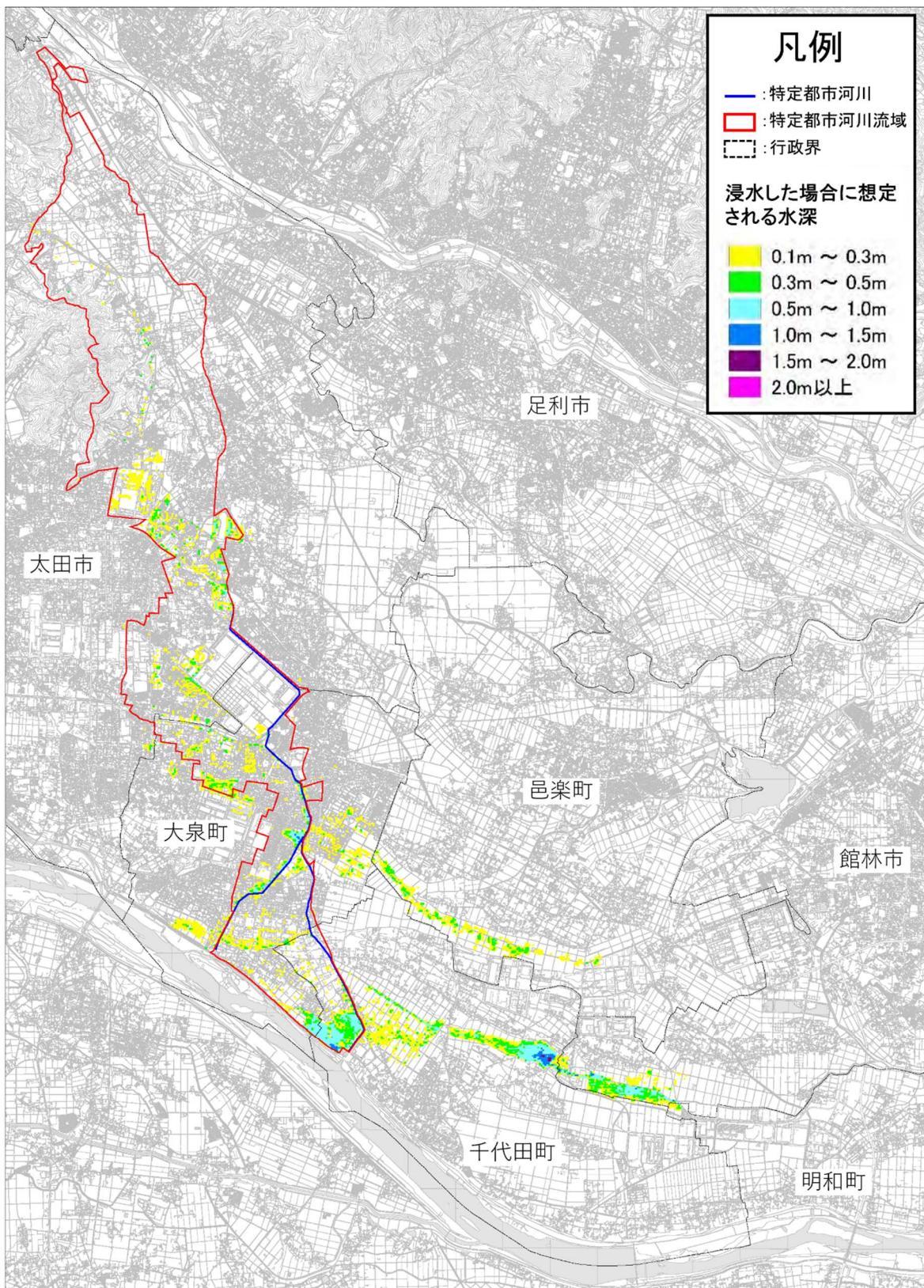


図 3-1 都市浸水想定（流域全体図）

## 第4章 特定都市河川の整備に関する事項

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）と定めた令和元年 10 月降雨について、浸水被害の軽減に向けて以下の対策を進める。

- ・ 邑楽・館林圏域河川整備計画に位置付けた休泊川の河川改修事業（河道掘削、護岸整備、橋梁架替）を実施し、治水安全度の向上を図る。
- ・ 新谷田川放水路からの排水能力を高め、浸水被害を軽減するために、新谷田川放水路と利根川の合流点にある休泊川排水機場のポンプ能力を増強する。

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所

#### 第1項 国が行う河川の整備

国土交通省では昭和62年度に、休泊川より分流した新谷田川放水路と利根川の合流点に休泊川排水樋門・排水機場を設置し、利根川の水位が上昇した場合に排水樋門を閉鎖、排水機場を稼動し休泊川の河川水を利根川に排水している。平成元年度にポンプを1台増設し、現在の2台となっている。

休泊川の整備や流域対策の進捗に合わせ、ポンプの排水能力の増強を実施する。

（現況：20m<sup>3</sup>/s ⇒ 計画：56m<sup>3</sup>/s）

項目	1号	2号
ポンプ形式	立軸斜流（可動翼）	立軸斜流（可動翼）
吐出量	毎秒 10 立方メートル	毎秒 10 立方メートル
口径	2,000mm	2,000mm
主原動機形式	ディーゼルエンジン	ディーゼルエンジン
主原動機出力	882.6kw(1,200PS)	882.6kw(1,200PS)



休泊川排水機場全景



原動機室

図 4-1 休泊川排水機場

## 第2項 群馬県が行う河川の整備

群馬県では、平成4年度から県道綿貫篠塚線から上流部の河川改修事業を着手しており、河道断面の拡幅を進めている。引き続き邑楽・館林圏域河川整備計画に基づき、河川改修（河道内の掘削、護岸整備）を実施し、流下能力の向上を図る。



図 4-2 休泊川改修区間

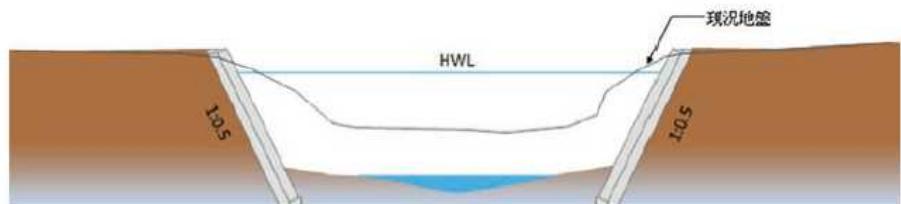


図 4-3 代表横断図（休泊川）

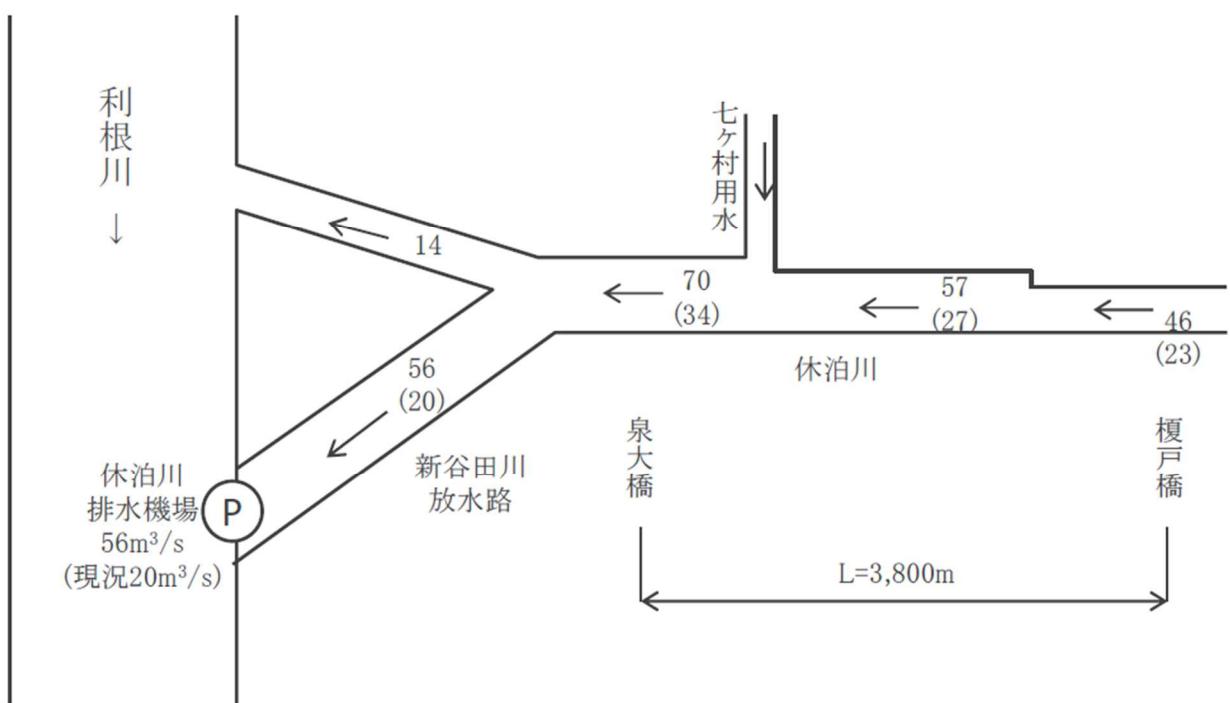


図 4-4 流量配分図（休泊川）

## **第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項**

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備について検討する。

## **第6章 公共下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項**

近年の気候変動の影響を踏まえ、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定める雨水管理総合計画の策定を推進する。

また、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を検討していく。

## **第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備、その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留または地下への浸透に関する事項**

特定都市河川流域の下流域は、利根制水門の閉鎖や休泊川の水位上昇により、河川からの溢水による外水氾濫のみならず、堤内地の雨水排水が困難となることにより、内水氾濫による浸水被害も発生しやすい地域である。休泊川流域の地形特性を踏まえ、流域の治水安全度を向上させるには、河川改修のみならず、流域から河道への流出の抑制も重要である。

このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策（雨水浸透阻害行為の許可）を義務付けるとともに、これらの規制的手法のみならず流域のあらゆる関係者の協働による農地防災遊水池の継続的な活用や、雨水貯留浸透施設の整備及び水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）等の雨水の一時的な貯留や浸透に係る取組について検討を進める。

これらとあわせて、保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全を図る。

また、雨水貯留浸透施設等の機能を維持するため、定期的な点検整備（更新含む）を行うとともに、土砂の流入による容量減、ゴミや流木による排水口の目詰まり、目詰まりによる浸透機能の減少などが生じないよう、各管理者による適切な維持管理に努める。

### **第1節 雨水貯留浸透施設**

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・公共用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、雨水貯留浸透施設の整備を推進する。また、既に都市公園として活用されている土地を含め、国有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留

浸透施設整備計画の認定（第8章で詳述）に基づく支援制度も活用する。

さらには、個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枠や浄化槽の雨水貯留槽への転用等について、流域内の住民等による各戸貯留を促進し、流出抑制を図るため、流域内の市町による助成等の支援制度の検討を進める。

## 第2節 水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）

「田んぼダム」は、水田に降った雨水を一時的に貯留するとともに、雨水をゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制する取組である。具体的な整備としては、図7-1のように、水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板をなどの器具を取付ける。

なお、「田んぼダム」の取組については農業者の協力のもと、作物の生産に影響を与えない範囲で行うとともに、農作業への影響を最小限にするよう工夫する。

流域内の水田を対象として、行政機関を中心として、農業者、地域住民や様々な関係者間により話し合いながら「田んぼダム」について取組の検討を進める。

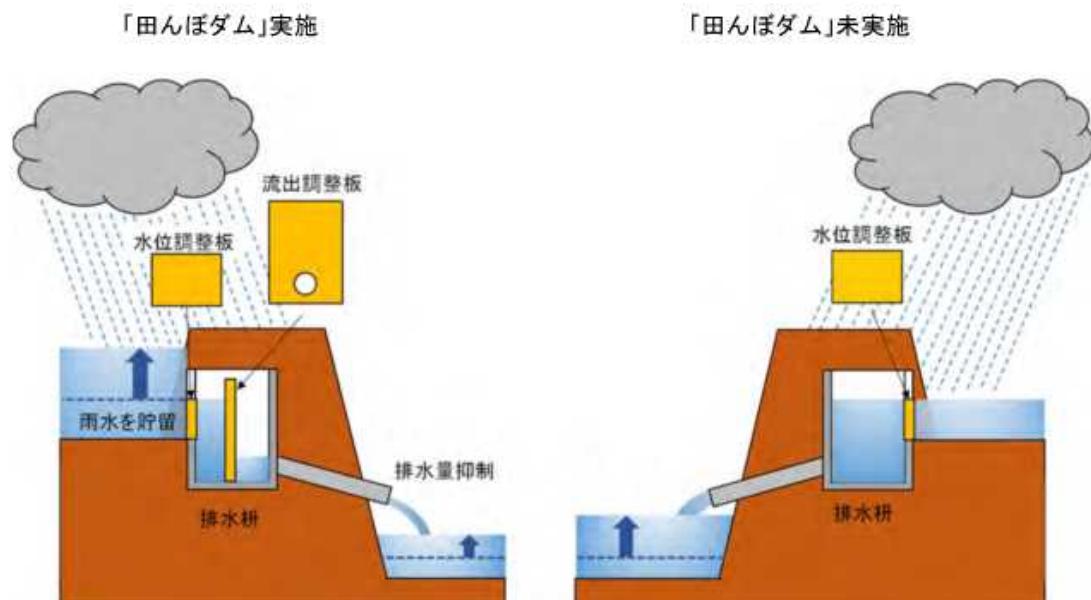


図 7-1 水田における雨水流出量抑制（「田んぼダム」）の仕組みイメージ

出典：田んぼダムの手引き（令和4年4月農林水産省農村振興局整備部）

## 第3節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

流域に設置されている防災調整池等の雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努める。

雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。また、取組にあたっては、流域全体の保水力の向上や、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を図る。

#### 第4節 雨水浸透阻害行為の許可等

開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m<sup>2</sup>以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化・事前許可制としており、着実に対策を実施するため、今後ともその機能の中長期的な維持に努める。

### 第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等（国及び地方公共団体以外の者）は、以下の認定の基準に適合した場合に、施設の設置管理に関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成することで、その計画の認定を群馬県知事に申請することができる。

雨水貯留浸透施設整備計画の認定を受けた施設は、固定資産税の減税及び地方公共団体による管理協定制度の対象となるものである。

施設の規模に係る認定の基準は、雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量が30m<sup>3</sup>以上である。

施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下のとおりである。

- ・堅固で耐久力を有する構造であること。
- ・雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下のとおりである。

- ・雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- ・前項の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- ・雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。
- ・施設の管理の期間に係る認定の基準は、10年以上とする。

当該基準について、10年を超える50年以下の範囲内で引き延ばす場合は、雨水貯留浸透施設整備計画を変更し、引き延ばし後の規模を明示する。

認定権者である群馬県知事は、関係市町と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間

事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

## 第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

### 第1節 基本的な運転調整の方針

休泊川沿川には家屋等が密集する市街地が広がっている地区もあるため、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念される。

本流域内には内水排除のための特定都市下水道のポンプ施設は設置されていないが、雨水管理総合計画が策定され、ポンプ施設が整備された際には、関係機関と十分な調整を図り、運転操作ルールを定めるものとする。

### 第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知

雨水管理総合計画が策定され、特定都市下水道のポンプ施設が整備された際には、ポンプ施設をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討していく。

また、流域住民が避難準備等ができるように、事前の周知を十分に行うとともに、適切な情報伝達等についても検討する。

## 第10章 都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項

都市浸水想定に加え、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報を把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、関係機関が連携して水害リスクを評価する。その上で、都市浸水想定により、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を検討し定めることとする。

水害リスクの評価や土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも密接に関係することから、河川、下水、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

内水被害が頻繁に発生する地域においては、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置を講じる等、都市計画やまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について検討する。

## 【居住誘導区域を設定している事例】

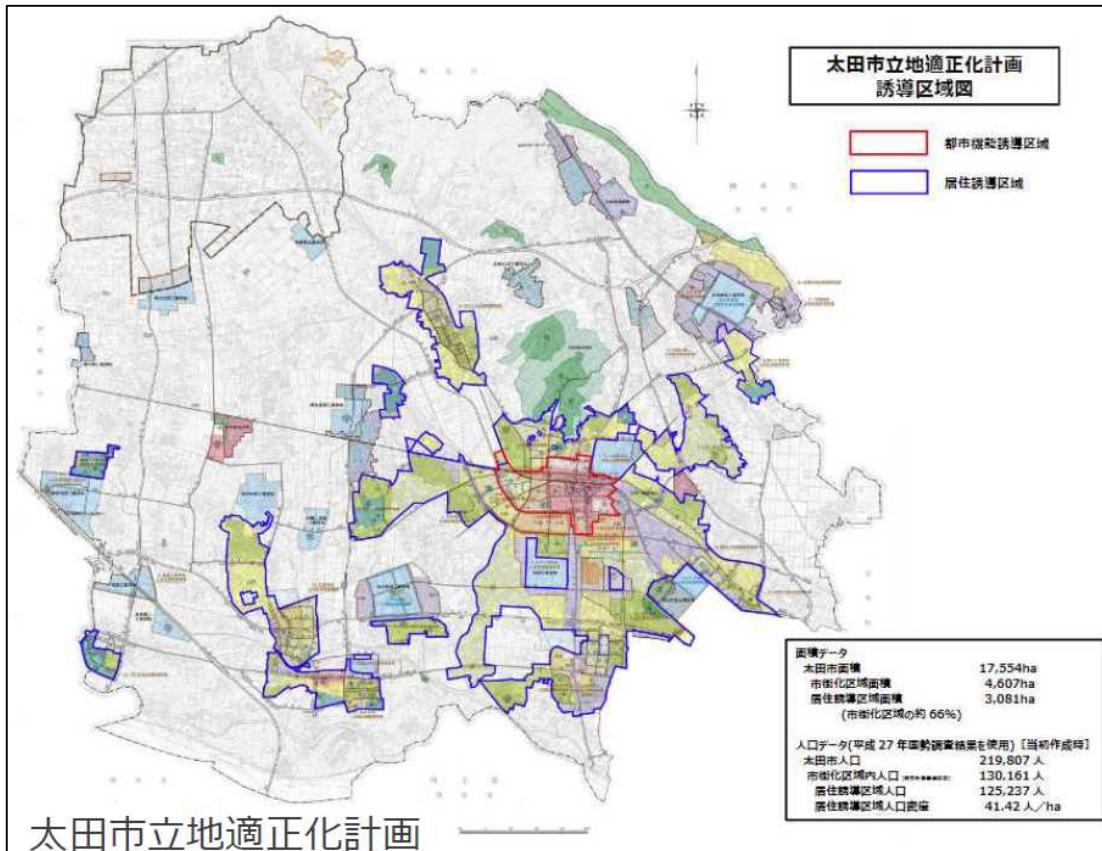


図 10-1 太田市立地適正化計画誘導区域図

## 第11章 貯留機能保全区域または浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における都市浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。

区域の指定の検討にあたっては、都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行う。

### 第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定の区域や、ハード整備後においても溢水や

内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や住家の立地等の土地利用の状況等を考慮した上で、群馬県知事が市長及び町長からの意見聴取等を実施し、当該土地の所有者の同意を得て指定する。

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ること等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。

また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、地域との連携を検討する。

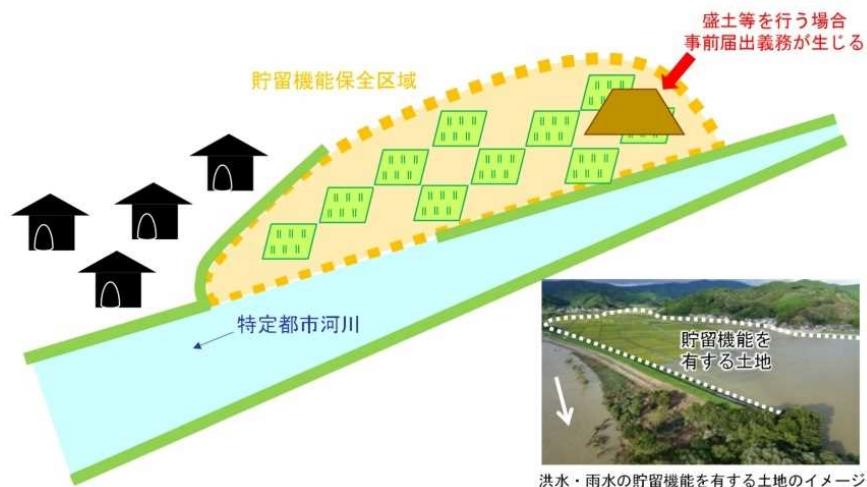


図 11-1 貯留機能保全区域のイメージ

## 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。

浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後、水害リスクマップ（浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図）等も参考として、現地の地盤の起伏や、土地利用形態に加え、避難経路の確保等を考慮した上で、群馬県知事が市長及び町長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定の検討を行う。

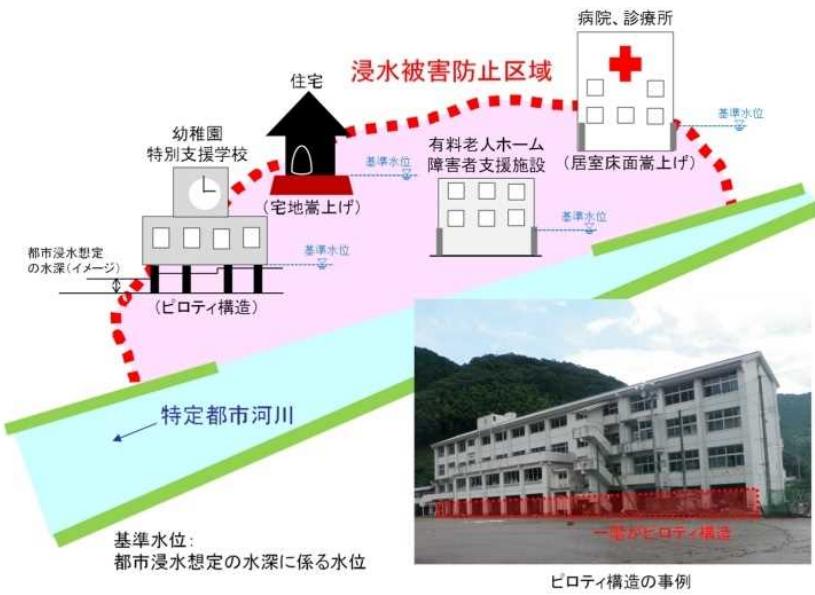


図 11-2 浸水被害防止区域のイメージ

## 第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

### 第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者による更なる信頼関係の醸成を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町等とのホットラインによる河川情報の共有を行う。河川管理者・下水道管理者及び地方公共団体は、被害の最小化を図るために、地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、マイ・タイムラインの作成促進、小中学校や地域を対象とした防災教育の実施、さらには災害時における関係機関及び住民の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報収集・提供に向けた取組等について推進する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画や業務継続計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し、避難行動の住民共助体制の確立を図り避難確保の実効性を高める。



図 12-1 太田市水防訓練・防災フェアの開催（令和6年6月8日：太田市）

出典：太田市ホームページ

## 第2節 大規模氾濫に関する減災対策

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害による大規模な浸水被害を踏まえ、休泊川流域を含む利根川上流域において水防災意識社会を再構築するため、「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会<sup>5</sup>」を平成 28 年 5 月に設立、平成 28 年 9 月に利根川上流域の減災に係る取組方針を策定した。

また、平成 29 年 2 月には「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会<sup>6</sup>」を設立し、平成 29 年 8 月に、群馬県内の県管理河川を中心とする減災に係る取組方針を策定した。その後、取組進捗を踏まえ第2期5ヵ年の取組（R 4～R 8）の目標設定及び取組方針の見直しを行った。とりまとめた方針にもとづき、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。

<sup>5</sup> 実施主体は、利根川上流域の河川管理者、都県、(独)水資源機構、市区町等

<sup>6</sup> 実施主体は、群馬県管理河川に隣接する自治体や県等

表 12-1 群馬県管理河川の減災に係る取組方針  
(第2期5カ年の取組 (R4～R8) の目標設定 及び取組方針)

目標	
県管理河川等で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」、「地域社会機能の継続性確保」を目標とする	
取組方針	
■避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項	
1.	迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化
2.	流域住民への迅速な情報提供を促進する
3.	水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し
4.	要配慮者利用施設等の支援
5.	洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し
6.	防災情報の理解促進
■水防に関する事項	
7.	実効的な水防活動体制の強化
8.	水防資機材の確保
■排水に関する事項	
9.	排水への備え
■河川管理施設の整備に関する事項	
10.	河川整備の実施

### 第3節 気候変動の影響を踏まえた流域治水対策

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議 や情報共有を行うことを目的に、令和2年8月に「利根川上流流域治水協議会」を設立し、令和3年3月に「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」を策定した。

また、気候変動の影響による降水量の増大に対して早期に防災・減災などを実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、令和6年3月に「利根川・江戸川流域治水プロジェクト2.0（利根川上流区間）」として更新した。

前節の大規模氾濫に関する減災対策とともに、集水域と河川区域のみならず氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ「①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」、「②被害対象を減少させるための対策」、「③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3本柱により多層的

に進めることとした。

#### 第4節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（市町・町長）・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水被害発生時における適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、県の河川防災情報サイト「かわみるぐんま」や放送メディア、インターネット等様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、国土交通省の「川の防災情報」を活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。

### 第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

#### 第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外のあらゆる降雨を想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や、氾濫した場合に特に被害が大きい地域や浸水頻度の高い地域等における被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。

さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

#### 第2節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、休泊川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止または軽減のため、必要に応じて地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、事業の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事業計画が策定された場合など、適宜、流域水害対策計画の見直しを行うものとする。

##### 【計画管理項目】

- ① 事業の進捗状況

## 河川事業及び下水道事業の整備

### ② 流域内の開発状況

各市町における流域内の開発箇所及び面積

### ③ 雨水貯留浸透施設等の整備・取組状況

- ・ 下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・ 雨水浸透阻害行為に該当する 1,000m<sup>2</sup> 以上の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設や防災調整池の位置及び容量等
- ・ 水田における雨水流出抑制の取組位置
- ・ 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の位置及び土地利用状況等

## 第3節 汚濫想定区域のうち集水域を越える区域

汚濫想定区域のうち集水域を越える区域（都市浸水想定のうち特定都市河川流域を超える区域）については、今後、浸水被害対策の検討状況に応じて特定都市河川流域への追加指定を検討する。